

豊岡市観光自主財源検討委員会 第4回

日時：2026年3月19日（木）13:00-15:00

場所：豊岡稽古堂 3階 交流室 3-1

次 第

1. 開会
2. あいさつ
3. 議事
 - (1) 前回委員会の振り返り
 - (2) 本委員会の役割確認と導入に向けた今後の進め方
 - (3) 観光自主財源の「制度設計」と「活用」の方向性
 - (4) 「(仮称)豊岡市観光自主財源導入計画」の素案（案）
 - (5) その他
4. 事務連絡
5. 閉会

配布資料

- 次第（本紙）
- 資料 1-1 前回委員会の振り返り
- 資料 1-2 第3回豊岡市観光自主財源検討委員会 議事録
- 資料 2 本委員会の役割確認と導入に向けた今後の進め方
- 資料 3 観光自主財源の「制度設計」と「活用」の方向性
- 資料 4 「(仮称)豊岡市観光自主財源導入計画」の素案（案）

前回委員会の振り返り

前回委員会の振り返り

1. 共通認識（概ね方向性が固まった事柄）

（1）制度の骨格

- 「宿泊税」が有力な候補
- 段階的定額制を採用し、5万円未満は200円、5万円以上は400円の2段階の税額
- 免税点・課税免除は設けない

（2）エリア別枠の按分

- 観光自主財源を按分する際の算出には、日帰り客数を考慮する

2. 継続検討事項

（1）具体的な按分割合

- 税運用コストも加味した、全市共通枠の割合の「目安」を提示

（2）実行体制

- 運営管理体制（財源の管理方法や財源を活用した施策について協議・検証を行う仕組み）の「たたき台」を作成し、議論の土台とする

（3）徴収・運用コスト

- 宿泊税収は、税導入時に必要なイニシャル費用（宿泊税導入の周知・システム整備支援等）を差し引いた額から全市共通枠・エリア別枠に振り分ける
 - * イニシャル費用を一般財源から捻出することも考えられる
- 税導入後は、特別徴収義務者への報奨金等、税運用にかかるコストについて、市全体枠に受け込ませることも考えられる

第3回 豊岡市観光自主財源検討委員会 議事要旨

日時：2026年2月10日(火) 14:00-16:00

場所：市役所本庁舎3階 庁議室

<出席者>

委員： 高宮 浩之 委員長（豊岡ツーリズム協議会）
山田 雄一 副委員長（立命館大学大学院教授）
西村 総一郎 委員（一般社団法人日本旅館協会）
大西 伸弥 委員（城崎温泉旅館協同組合）
今津 一也 委員（日和山観光株式会社）
鷹野 真佐子 委員（温泉民宿久兵衛） ※欠席
川原 周子 委員（有限会社そば庄） ※欠席
羽尻 智子 委員（株式会社シルク温泉やまびこ）
池田 俊介 委員（アドバンス株式会社） ※欠席
小坂 祐司 委員（全但バス株式会社） ※オンライン出席
島津 太一 委員（一般社団法人豊岡観光イノベーション）
松宮 未来子 委員（一般社団法人マチノイト）
中島 丈裕 委員（神鍋ハイランドホテル） ※オンライン出席

オブザーバー：豊岡観光協会

一般社団法人城崎温泉観光協会
一般社団法人たけの観光協会
一般社団法人日高神鍋観光協会
特定非営利活動法人但馬國出石観光協会
一般社団法人但東シルクロード観光協会
兵庫県但馬県民局県民躍動室地域振興課

事務局： 豊岡市観光文化部観光政策課

受託事業者： 公益財団法人日本交通公社

1. 開会

2. あいさつ

※高宮委員長から開会にあたっての挨拶

3. 議事

(1) これまでの議論の振り返り

※配付資料1-1に沿って豊岡市から説明

(質疑なし)

(2)アンケート・ヒアリング・勉強会の開催結果

※配付資料2-1、2-2、2-3に沿ってJTBFから説明

高宮委員長

○まずは、今日の出席者の中で、オブザーバーも含めてヒアリングや勉強会に参加した際の補足等があれば発言をお願いしたい。

(意見なし)

高宮委員長

○アンケート、ヒアリング、勉強会について何か質問や意見があれば受け付けたい。

島津委員

○アンケート結果は豊岡の現状を知るために大切な資料だが、統計学的な正確さには限界があるだろう。このアンケートは指標として使うのか、あるいは、これから議論する税額や定額制の段階設定の議論にある程度影響を及ぼすような資料として使うのか、どのような扱いをするのか。

JTBF

○現時点では後者と考えている。仮に宿泊税が導入された場合、将来的に見直しということも考えられるが、観光客側のニーズをふまえて見直すというよりも、税収をもう少し増やしたいということや、宿泊料金に応じて宿泊客に負担をいただくということを考慮することが多い。一方で、観光自主財源の導入の際に観光客や事業者から著しく否定されれば、総務省の同意も得られず制度が成立しなくなるので、その意味では担保されたと言える。

島津委員

○例えば税額を決める際などに、どの時期にどの価格帯で泊まったかによっても払っても良い税額に対する意識は違うだろうから、そういう意味ではアンケートの限界もあると思う。

高宮委員長

○聞き方に関わらず最終的にはこちらの意思で税額を決める必要があると思う。

JTBF

○アンケートでは来訪時期は把握できていない。過去5年の来訪経験がある方を対象にしているので、コロナ渦中で宿泊費が安くなっている時期に来訪した人もいることに留意が必要である。

山田副委員長

○宿泊税だけでなく入湯税の超過課税も含め、どの地域でも回答の傾向はおおむね一致している。5年ほど前は金額の妥当性を図る材料になったが、現在では地域として必要な財源から金額を決

めている状況である。ただ現実的には、例えば500円、1,000円に設定するのは難しいので、先行地域の事例を見ながら決めていくことになる。

高宮委員長

- 観光客にとっては、金額がそれほど高くなく、使途が納得できれば問題ないという結果になったと思う。一方、事業者からは、観光自主財源は必要であるが、一方で配分や使途、事務負担などに関する懸念も多いという傾向だと思う。

(3)観光自主財源の制度設計（案）と「活用」の方向性

※配付資料3に沿ってJTBFから説明

高宮委員長

- 3つのポイントに分けて議論を頂きたい。1つ目は宿泊税の制度設計についてである。
- 一律定額制か段階的定額制が良いのかということについて、事務負担を軽減するために定額制が良いだろうという議論もあった。ただし、段階的定額制では素泊まり料金を算定するなど、定率制と同様の事務負担も発生するのでそういったことも踏まえてご意見を頂きたい。

山田副委員長

- 経緯としては、最初に始めた東京都や次の大阪府は100円だったが、その後、200円が標準となり、昨年くらいから300円を採用する自治体が出始めている。時期を経るにつれて税額が上がりつつあり、最近では5%の定率制を検討する自治体も出始めている。また、仮に将来的に兵庫県が宿泊税を導入した場合は、負担総額の考慮も検討が必要である。

西村委員

- 豊岡市は、京都市や俱知安町などとは地域性が違うので同列に語ることは難しい。

高宮委員長

- 導入後に変更できない訳ではないが、仮に後から税額を変更する場合には改めて国の同意も必要であり、簡単に変えられる訳ではない。このようなことも踏まえた制度設計が必要である。

島津委員

- 先行地域では段階的定額制を選択する意図として税収の最大化を目指しているのか、あるいは宿泊客への説明が簡単なことなど、理由があれば教えてほしい。

JTBF

- 税収の最大化という目的もあるが、宿泊施設の価格帯に応じた負担をいただくという公平感の面から段階的定額制が良いという議論が多い。

山田副委員長

- 仮に300円の税額の場合、1泊1万円以下の宿では3%から4%程度の税額になるので負担感が増す

ことから免税点を設定している地域もある。近年導入された地域では免税点を設定しない傾向となっているが、低廉な宿の負担感を軽減するために税額を抑えて、一方で全体の税収が減らないように価格帯に応じて税率は上げるという考えで段階的定額制が採用されている。もう一点、豊岡市では当てはまらないと思うが、外資系の高級ホテルに相応の負担をしてもらえるような税額設定にする場合もある。

大西委員

○一律定額制が良いと思う。城崎温泉でも素泊まり5,000円の宿もあり、税収の面からは300円の方が良いのかもしれないが、日本人観光客が戻っていない状況などを考慮すると200円が良いかと思う。アンケートでも1割は宿泊先の変更を検討するという回答が出ているので、その点からも200円が良い。

西村委員

○完全な一律よりも2段階程度に分けた方が良くと思う。ただし、旅館では泊食分離を前提とした料金設定になっておらず、宿泊人数によって1人当たりの宿泊費が変動するので、複雑な素泊まり料金を算出できるのかが懸念である。

山田副委員長

○システムで対応できるという話は聞いている。

西村委員

○事業者として対応しきれなくなるので、ある程度シンプルな制度にする必要があると思う。
○システム改修に補助金が出るとしても補助率が何割になるのかも不安である。

高宮委員長

○カニのシーズンとそれ以外で料金が倍くらい違うが素泊まり料金は一緒であったり、予約人数と実際に来る人数が違う場合などもあり、対応は複雑になると思う。
○仮に段階的定額制とする場合、いくらくらいで区切るのが良いか。

西村委員

○5万円程度が良いのでは。

高宮委員長

○高めの金額で段階を設けて、これから富裕層が増えた時に多くの負担を頂くという考え方もあると思う。

大西委員

○導入のスケジュールを考慮してほしい。宿泊プランは1年くらい前から出す。

高宮委員長

- これからは1人1泊300円という税額が主流になりつつあり、税収や一度決めた後の値上げの手間を考えると300円が良いのかもしれないが、スポーツ合宿や学生団体など安い宿泊費で泊っている例もあるので現状を考慮すると200円が良いだろうか。あるいは、段階的定額制も考えられる。

山田副委員長

- 長野県は300円だが、導入から3年間は200円として、後から値上げするという制度設計をしており、それを含めて総務大臣同意をとっている。

今津委員

- 何に使うか決まっていないのに300円取るのはナンセンスである。何年か後に目的も必要な金額がはっきりしてから値上げするというのも良いと思う。
- 一律定額制が良いと思っており、誰にとっても分かりやすいと思う。300円が良いと思っていたが、使途が決まっていない状況では高すぎない方が良いと思う。

松宮委員

- 豊岡はビジネス利用で長期滞在も多いので300円となると驚く宿泊客もいると思う。仮に高くするならば、何年後に実現したい事がありそのためにこれだけの税額をとるという説明が求められる。
- 定額制が良いと思うが、民間事業者の感覚としては、1泊5万円や10万円といった高額料金を支払える富裕層から多く徴収する段階制が納得感がある。

島津委員

- 200円、300円それぞれの利があり、議論は堂々巡りになる。そういう意味ではどちらが長く安定性のある制度になるかという点から議論をすべきであり、200円の方がハレーションが起きないことから安定性があると思う。

中島委員

- 神鍋エリアとしても200円であれば説明しやすい金額だと思う。また、一律定額制だと不正も働きにくく透明性が高い制度だと思われる。一方で懸念として、若い世代が経営している宿は問題ないと思うが、年配の事業者は、自分たちで税額を被って納税する人が出てくる可能性があるので、その点の分かりやすいレクチャーが必要だろう。

高宮委員長

- 200円ならば納得が得られそうという意見が多かった。また、上に2段階目は設定するか。

西村委員

- 5万円に分けて2段階として、5万円以上は400円でどうか。

高宮委員長

- 決定という訳ではないが、宿泊料金5万円未満は200円、5万円以上が400円の2段階が良いか。

西村委員

- 仮に1部屋10万円の部屋の場合、2人利用なら税額が400円、3人利用なら税額が200円ということになるので、そういった複雑な運用がシステム改修で対応できるのかは懸念材料である。

山田副委員長

- 仮に兵庫県も導入することになった場合、県の段階設定によっては複雑な制度になる可能性があることは留意しておく必要がある。北海道は道と市町村の調整がうまくいかず地域によって違うという複雑な制度になっている。

西村委員

- 倶知安町は定率の町税に定額の道税が含まれているが、その様な複雑な制度は避けるべきである。

高宮委員長

- まとめたいが、委員会の案として「段階的定額制で2段階に分けて、宿泊料金5万円未満は200円、5万円以上が400円」としたい。また、免税点や課税免除はなしとしたい。
- 配分についての議論は、先ほど事務局の説明で、事務負担への配慮として、2.5%の報奨金が一般的という話があった。これは、現状の入湯税などではカード決済の手数料は施設側が負担している状況であるが、宿泊税ではその負担分に相当する額を事業者に戻元するという見方もある。

西村委員

- 施設によっては事前決済でも宿泊税だけ現地で別にとられる場合もある。事前決済でまとめて宿泊税を徴収できれば手間がかからなくなるが、その分の手数料もまとめてOTAに払わなければならず、その分が還元されるのであって得をするわけではないという認識を持っておく必要がある。

高宮委員長

- 初期費用として周知などの費用が発生すると思うが、その後は徴収手数料以外に大きなランニングコストはかからないかも知れない。
- 枠の考え方や配分についてご意見を頂きたい。

大西委員

- 徴収や運用のコストが毎年15%くらいかかる訳ではないという理解で良いか。

高宮委員長

- 報奨金は毎年かかるが、それ以外が大きな金額になるわけではない。

JTBF

- 周知のためのチラシなどを数年に一度更新したり印刷するための費用がかかるかもしれないが、毎年必ず必要になるのは報奨金を中心だと思う。

西村委員

- 「中長期的な戦略／計画の設定」の1,000万は毎年かかるのか。

JTBF

- 金額はあくまで目安として提案しているものであるが、用途についてしっかり決めて管理することが肝であり、そのために必要な金額の目安として示している。

西村委員

- ここにあまりお金をかけすぎるのは本末転倒であると感じる。
- 市の徴収管理システムはランニングコストもかかるのか。

JTBF

- 市がどの徴税システムを導入するかによってまちまちである。仮に既存の税の基幹システムとは別のシステムを導入することになればランニングコストを見込む必要がある。

事務局

- この委員会とは別に庁内の委員会も立ち上げ議論を始めており、システムについてもそこで検討を進めていくこととしている。
- 観光地経営会議や用途計画については、どのように管理し使っていくかという仕組みづくりが重要であると考えている。また、全国的にも事例がない全市枠とエリア別枠の配分などもあるので、金額が決まっている訳ではないが、市としても必要な経費はかけなければならないと考えている。

高宮委員長

- 観光地経営会議や用途計画はなるべくコストをかけずに効率的な運用ができればと思う。
- 税収の配分について意見を頂きたい。

羽尻委員

- エリア分けは市内6エリアで考えてほしい。また、全市共通枠とエリア別枠の配分については、全市共通枠の割合を高くし、全市共通枠からバランスよく分配、その上でエリア別枠は宿泊人数に応じて分配し独自で使えるような仕組みが良いと思う。そうでないと出石のように宿泊客が少ない地域では、観光戦略に効果的に投資ができない。

大西委員

- 初年度あるいは数年間は徴収・運用コストを分けても良いが、その後は全市共通枠とエリア別枠の2つに分けて、運用コストは全市共通枠から賄うべきでないか。
- また、宿泊客だけでなく日帰り客への投資もしなければ地域は良くなるらないため、日帰り客の人数も考慮して全市共通枠から配分できると良い。

西村委員

- 日帰り客と宿泊客の配分についてどう考えるかは議論が必要である。全体が良くなるように使う

べきだが、あまり日帰り客を考慮しすぎても徴収する旅館の理解が得られなくなる。

島津委員

- ランニングコストを全市共通枠から賄うこととすると、全市共通枠の比率を上げることになる。最初に抜くか後から抜くかの手法の違いだけになると思うので、ここに議論を集中させるのは良くないと思う。分配についてはそれぞれの立場で、それぞれの意見があるので、数年後ではなく、数十年を見据えて考える必要があるだろう。

今津委員

- 分配してどこが受け取るのかによっても活用の仕方が変わってくるだろう。エリア毎に分けた方が良いが、自分たちがいくもらえるか明確でないと計画を立てにくい。全体枠の取り合いとなれば、予算の取り合いと同じで不公平感が出るため、受け皿となる組織や用途を整理しておくべきである。

高宮委員長

- その点もあわせてご議論頂きたい。
- 税なのでまずは市に税収が入る。その後にエリアで分けるならば、検討委員会の様な会を設けて用途を考えることになるだろう。その体制を6地域ごとに別々に作った方が良いのか、一方で、エリアごとにマーケットもやりたいことも違う各エリアの観光協会が立案をして事業ができるのかという課題もあるので、分配の仕組みも考える必要がある。

西村委員

- 仮に振興局に割り振られるとして、振興局から支出する際の議決は必要になるのか。

事務局

- どこが予算を執行するかということだけである。観光政策課の事業でも、振興局の事業でも市の事業には変わりがないので、事務的には振興局から支出することはあまり想定していない。一方で、市以外の施策の場合は、実施主体が誰かによって必ずしも観光協会だけでなく、他の団体が行う場合や市の直接事業として行うことも考えられるので、受け皿も変わってくる。

西村委員

- これだけ宿泊税を充てますという所までが市のマターで、その使いみちは検討会議のような場で決めていくことになれば、そこは待ったがかかることはないという理解で良いか。

事務局

- まずはその会議体の中で、このエリアではこの事業に宿泊税を充てていくということを議論頂いた上で、市が予算をどうするかを整理し、議会の議決を経て執行していくという流れである。

山田副委員長

- 夏から秋くらいまでに、来年度はこういう事に使いたいと地域で決めていただいて、市がそれを

受けて12月から1月に予算に組み込んで、そして3月に議会で予算が議決されることになる。予算がついたら、市からの支出になるので補助金などの名目で執行される流れを毎年繰り返す形になる。

西村委員

- 配分されたからと言って地元で自由に使える訳ではないという理解で良いか。その使い方の自由度を高める議論はできるか。

山田副委員長

- 仮に基金に積み立てたとしても行政の基金であれば支出するためには議会による議決が必要である。一方で、仮に民間で基金をつくり、そこに豊岡市が税金を入れるという事で議会から認められれば、その基金は民間の事業として議決を経ずに使えることになる。

西村委員

- 民間からするとそちらの方法が良いだろうが、できるのかどうかは制度設計の考え方として重要ではないか。

山田副委員長

- 財源の配分は、これから豊岡市としての観光を、豊岡市というデスティネーションで取り組んでいくのか、それとも6つのデスティネーションそれぞれで取り組んでいくのかにも関わる。
- さらに、エリア別枠をどう配分するのも、各地域をどう育てていくのかという議論とも関わる。仮に現状の弱い地域を育てるのであれば、その地域にある程度の金額を投入し、例えば組織や人を育てるためにやっていくという話になるし、もしくは今の枠組みでやっていくのであれば、城崎の様に強い地域に使ってもらうという話になる。
- その上で、先ほどの自由に使えるかという件は、組織がない地域に自由に使っていいよと渡してもガバナンスが効かなくなるので、育てていく地域にはある程度の伴走支援を行政がしつつ、一方で自立的に取り組める城崎では、一般財団法人の様な組織で基金を管理し、施策を行っていくことも考えられる。
- 豊岡市の観光のあり方はこれまでも議論してきたことであるが、それと表裏一体の関係である財源の配分や権限の委譲についてはなかなか決めるのが難しい。

高宮委員長

- それぞれの地域で戦略を立てている。宿泊税があるから各地域が少しでも財源が欲しいという話ではなく、これから観光客が減少する中で、新しい財源を使って何をやりたいかという議論が重要である。やりたい事がないにも関わらず、ただ単に割り振ってプールしておきたいという事はできない。
- まずは何に使うか、何に必要かが重要であり、その上で、6エリアに分けるのか、あるいはエリアを少し大きくまとめて分けるのかという事はさらに重要となる。また、各地域でのマーケットも事業者の数も、観光客数も違うので、平等に分けるのもおかしな話なので、まずはそれぞれの地域で計画立案ができないと、このエリア別枠の分配の話もできないだろう。

○また、先日TTIと話をする機会があったが、地域で協議をする際にTTIも入って、一緒に議論をしながら事業化をしていくことも重要だろう。地域別の観光戦略も作っているが、まだ地域の差異もあるので、そういった状況をふまえて議論が必要だろう。

事務局

- 各地域には地域観光戦略が既にあるが、ここに今の財源の議論が重なってきた。新年度以降、戦略のブラッシュアップを、仕組みづくりと並行して、市やTTIも加わりながら行っていく必要があると考えている。
- 改めて、地域でやりたい事が戦略に落とし込んでいるか、また、他の地域と連携できることがあるのではないかとといった目線で見えながら、枠組みの議論を深めていただきたい。

高宮委員長

- 交通アクセスや人材不足など市全体で解決すべき課題には全市共通枠を使うべきだと思う。市全体で一緒に取り組まなければならないことが全市共通枠の考え方である。また、人流などのデータやマーケティングなども市全体として全市共通枠を使った方が良いのではと思っている。

松宮委員

- 豊岡エリアは財源の受け皿としてどの組織が受けるのかがはっきりしておらず意見が言いづらい。配分されたらどうしたらいいのか分からないという状態になるともったいないと感じる。

高宮委員長

- 観光に関する財源でもあるので、一義的には観光協会が取りまとめることになる。どこかの組織が取りまとめていかなければならないので、市か観光協会がやることになるだろう。

山田副委員長

- 例えばジャストアイデアレベルであるが、6つのエリアを自立度に応じて、城崎の様に自立できるエリアが基金などで運用していく。その次が、エリアで分かれているけれども、市への予算申請をすることで事業を行う。そして、一番初期段階としては、エリア別に入ってくる財源を市と協議して決めていくという事も考えられる。自立のレベルに応じて次のレベルに上がるような仕組みで、最終的には全てのエリアが一番上のレベルで自立できるようになれば良い。

高宮委員長

- 逆に言うと、地域でどうしたら良いのかという段階では、その地域に分配することは難しいだろう。例えば、年度によって必要な額も違うだろうから、複数のエリアがまとまって話し合って用途を決めていくという枠組みも考えられると思う。それぞれのエリアが1つずつ分かれて、事務局の機能を持たせて立案するのはハードルが高いだろう。

松宮委員

- これまでと同じやり方よりも新しい枠組みで受け皿を作り、議論できる方が良いと感じる。

今津委員

- そういった組織をつくることも含めての観光予算となるのでは。中心人物が誰になるのかは分からないが、豊岡市全体の観光を良くするための組織ができると良い。俯瞰的に見ることができる組織でないと財源も活かしていけないだろう。それが見えてくると使いやすくなると思う。

高宮委員長

- 今日はなかなか結論も出ないと思うので、意見をふまえて、次回の委員会でいくつかたたき台を出して頂くという事でどうか。
- ツーリズム協議会の会議も予定されているので、そこでも報告して各協会と相談できればと思う。

(4)「(仮称)豊岡市観光自主財源導入計画」の骨子(案)

※配付資料4に沿って豊岡市から説明

(質疑なし)

4. 事務連絡

※次回は2026年3月19日(木) 13:00～開催

※当初の予定を変更し、年度明けに第5回委員会を開催予定

5. 閉会

以上

本委員会の役割確認と導入に向けた 今後の進め方

本検討委員会の設置目的

- 本委員会の設置目的は、豊岡市観光自主財源検討委員会設置要綱（第1回委員会にて配布）に記載する以下の内容を目的としている。

▼豊岡市観光自主財源検討委員会設置要綱（抜粋）

（設置）

第1条

本市に適した**観光自主財源のあり方及び財源導入計画に関する意見聴取**を行うため、豊岡市観光自主財源検討委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（所掌事務）

第2条

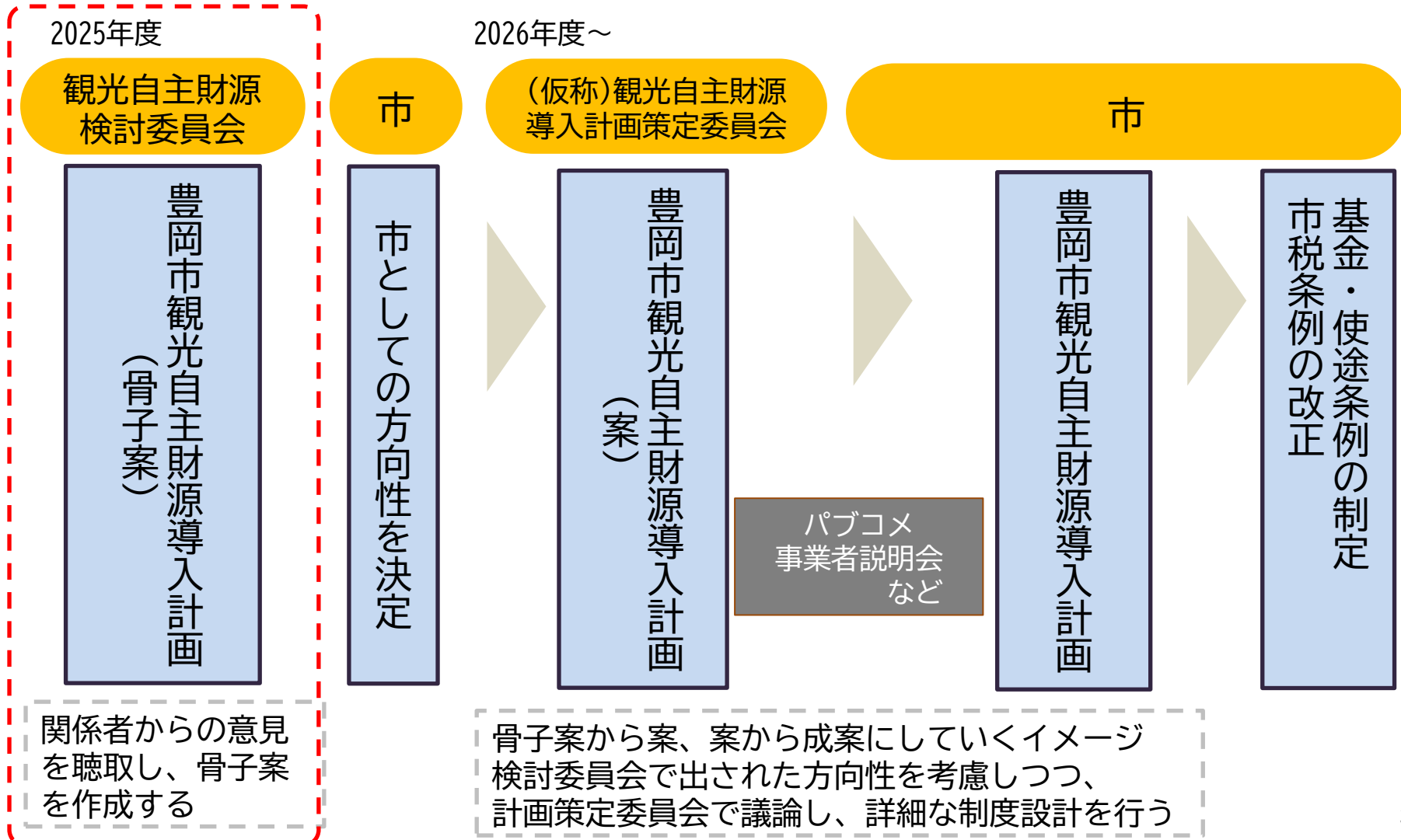
委員会の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 本市に適した**観光自主財源のあり方の検討**に関すること
- (2) **観光自主財源導入計画の検討**に関すること
- (3) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事務

※本委員会は合意形成の場ではなく、観光自主財源確保の方策について、市内各地域の関係者及び有識者から、意見を聴取する場として設置する（第1回委員会「資料1検討委員会の進め方」より）

今後の検討の進め方

- 2025年度においては、関係者からの意見を聴取のうえ、観光自主財源導入計画の骨子案を作成。
- 骨子案を基に市としての方向性を決定する。
- 2026年度以降、「(仮称)観光自主財源導入計画策定委員会」を組成のもと、観光自主財源導入計画（案）を策定し、その後、同計画の策定及び必要な条例の制定・改正を行う。



導入までのスケジュール

2025年度

2026年度～

検討委員会

全5回 第5回委員会 (2026年4月)

(仮称)導入計画策定委員会

市

(仮称)観光地経営会議

庁内調整会議

※必要な期間の目安

- ・ 条例が議決されてから総務省同意まで3ヶ月程度
- ・ 総務省同意から徴収開始まで1年程度

徴収開始

導入計画
(骨子案)

導入計画(案)

方向性決定

パブコメ
事業者説明会

条例案の検討

市議会へ
条例案を上程

総務省
同意

導入計画
策定

用途計画の策定

地域観光戦略のブラッシュアップ

施策(計画)の検討
- 進捗確認 - 評価 - 見直し

随時

宿泊施設のシステム改修
補助制度の検討と創設

報償金制度の
検討と創設

徴収に係る
事務説明会

補助制度の実施

特別徴収報償
金支払い

本委員会における検討状況

- 以下の1～8について、本検討委員会（2025年度）で意見聴取を行い、観光自主財源導入計画の骨子としてとりまとめることを目指す。
- 意見がまとめられない項目については、本委員会において、可能な限り方向性の議論を行い、今後予定している「(仮称)観光自主財源導入計画策定委員会」にて詳細検討を行う。
* 検討事項としての必要性と方向性を提示

▼本検討委員会で意見を取りまとめる事項

	検討項目	議論内容	検討進捗
1	有力と考えられる観光自主財源の設定	・ 「宿泊税」が有力	済
2	有力な観光自主財源である宿泊税における基本的な税設計の提示	・ 段階定額制、税区分（5万円未満200円、5万円以上400円）	済
3	観光自主財源の振り分け	・ 市全体を考慮して活用する「全市共通枠」と市内各地域の魅力を伸ばす/課題解決に活用する「エリア別枠」に区分する ・ エリア別枠は地域観光戦略を基軸とした施策に活用する	済
4	財源の管理と財源を活用した施策を協議・検証する仕組み	・ 役割の確認と委員構成(案) （検討－確認－評価－見直し） ・ 税制度開始後の3～5年度程度を目途に、制度や管理体制の見直しの必要性	未 (資料3にて議論)
5	全市共通枠について	・ 全市共通枠の考え方 ・ 全市共通枠●%、エリア別枠●%の目安の決定	未 (資料3にて議論)
6	エリア別枠について	・ 本委員会で運営管理体制の「たたき台」を作成	未 (資料3にて議論)
7	特別徴収義務者への支援	・ 特別徴収義務者報償金 ・ システム補助金	未 (資料3にて議論)
8	既存税等との整理	・ 「宿泊税」「入湯税」「温泉使用料」の整理	未 (資料3にて議論)

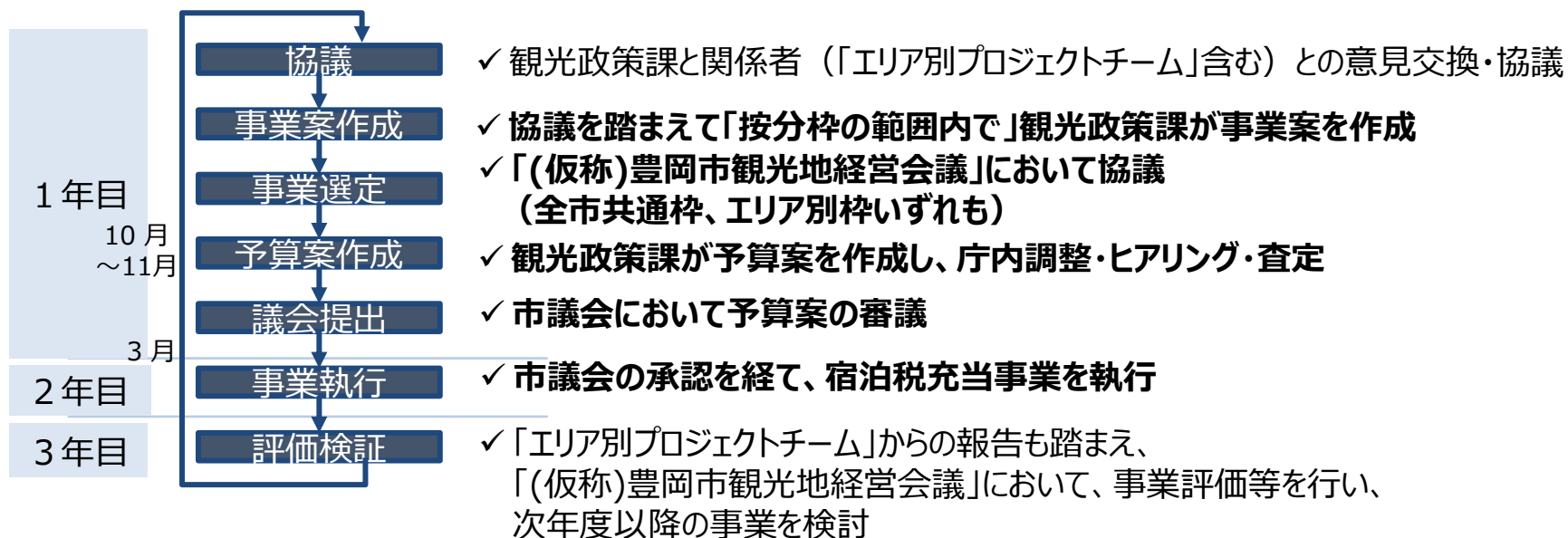
観光自主財源の「制度設計」と 「活用」の方向性

1. 財源の管理と財源を活用した施策を 協議・検証する仕組み

宿泊税収充当事業の協議・検証プロセス

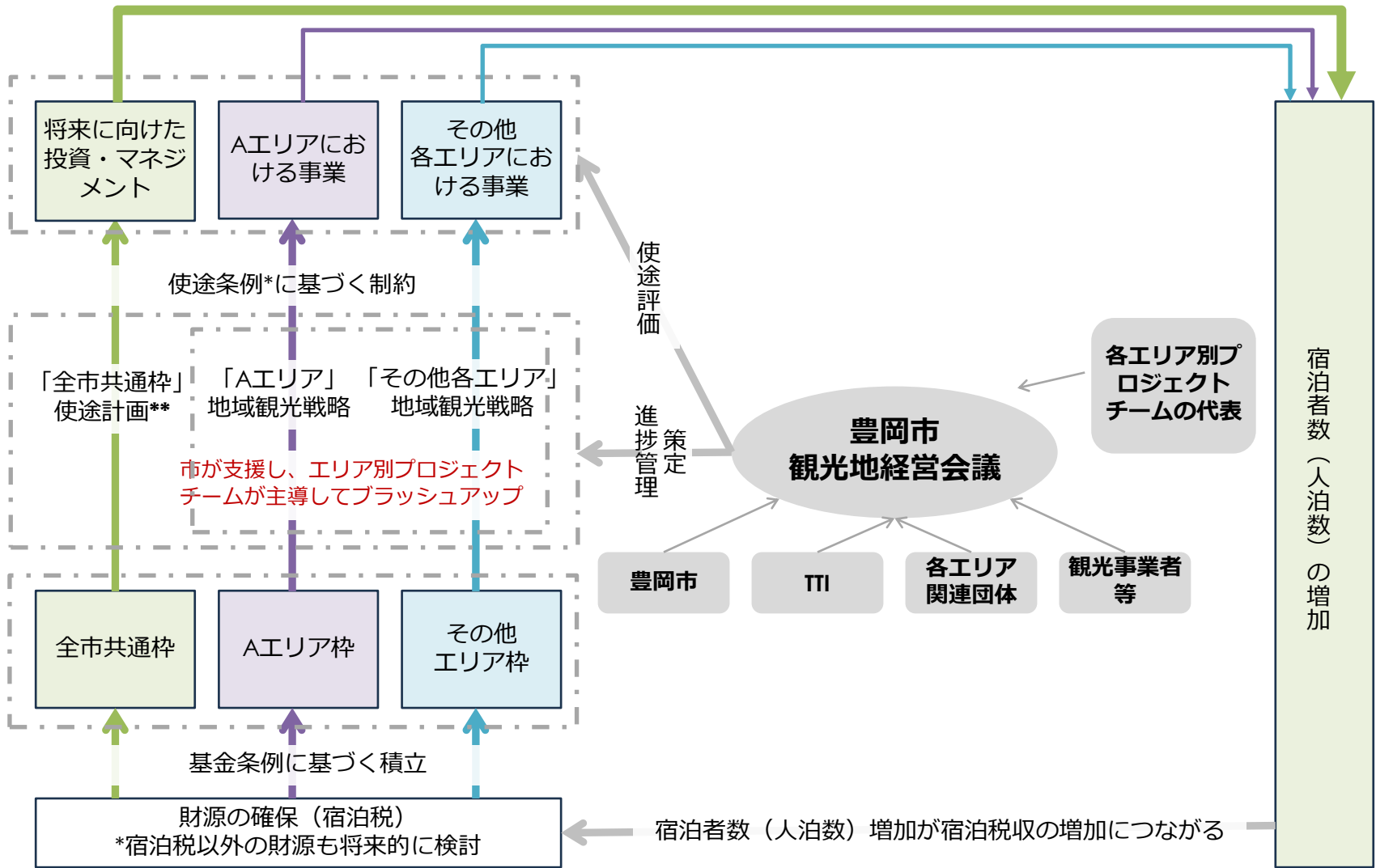
- 宿泊税は、あくまで「税」であり、用途は市議会による予算承認を経る必要がある。
- 全市共通枠であっても、エリア別枠であっても、市が予算案を作成し、市議会が審議するという流れとなる。

宿泊税収充当事業の協議・決定プロセス 「用途計画」記載の方針を尊重しつつ、具体的な用途を決定*



財源の管理と財源を活用した施策を協議・検証する仕組み

- 宿泊税活用における財源の管理と財源を活用した施策を協議・検証する仕組みは、①財源の管理（基金）→②事業実施（使途条例・使途計画）→③施策協議・進捗管理・検証（観光地経営会議）という三つの要素から構成することを想定する。

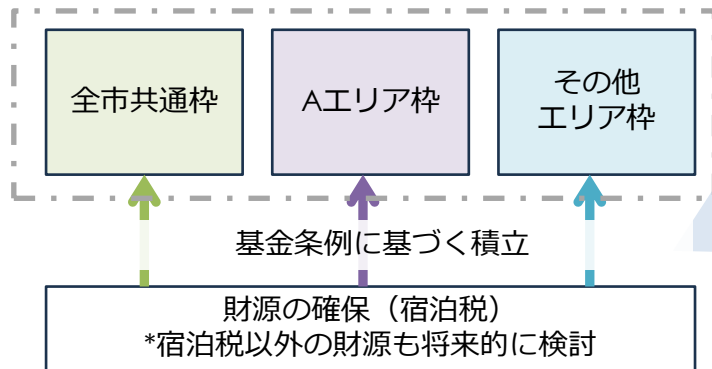


*基金条例と使途条例は同一の条例とすることも可能。

**調査・計画策定・進捗管理・効果検証等の共通マネジメントに要する経費は、全市共通枠として整理する。

財源を管理する仕組み：①財源の管理（基金）

- 宿泊税収は基金として積み立てて管理する。
- 用途の性質に応じて、全市共通枠に按分する宿泊税収、エリア別枠に按分する宿泊税収という形で区分して管理する。
- これにより、税収を単年度で使い切るのではなく、中長期的な視点で計画的に活用できる財源として管理することが可能となる。



■基金/用途条例記載イメージ

（基金の設置）

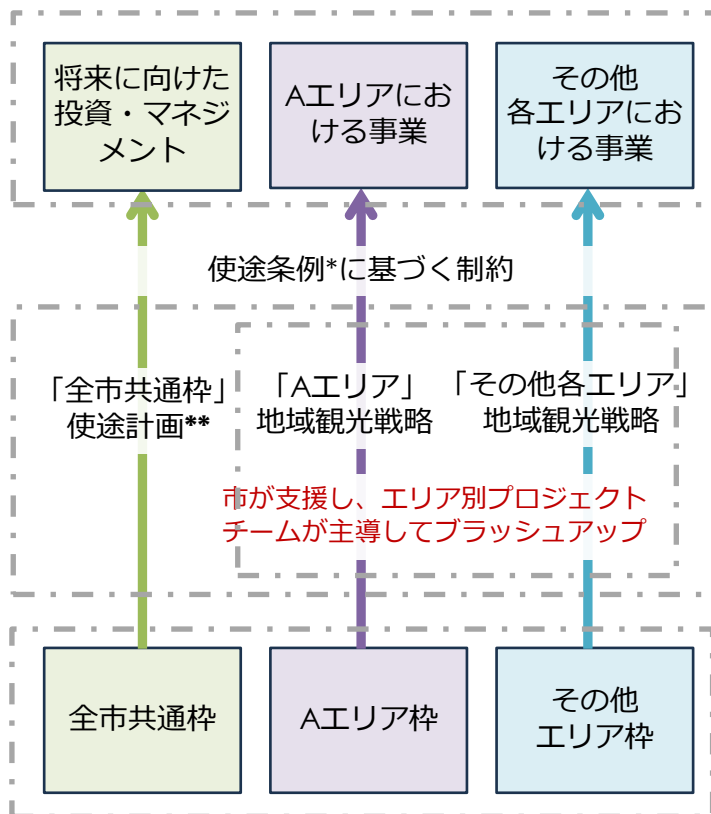
第●条 ●に要する費用に充てるため、地方自治法第241条第1項の規定に基づき、●基金（以下「基金」という。）を設置する。

（積立て）

第●条 基金として積み立てる額は、豊岡市市税条例の規定に基づく宿泊税の収入に相当する額から宿泊税の賦課徴収に要する費用を控除した額とし、一般会計歳入歳出予算で定める。

協議・検証する仕組み：②事業実施（使途計画）

- 基金から実際の事業に充当する段階では、使途計画に基づいて実施する。
- 使途計画は、全市共通枠およびエリア別枠それぞれについて、中長期的な投資方針や優先順位を整理した計画であり、単なる方針を示しただけのものではなく、使途条例によって法的に位置づけられる計画とする。
 - 全市共通枠の使途計画は、市全体の将来に向けた投資及びマネジメントの方向性を示す計画として、各エリアからの意見を踏まえつつ、豊岡市が策定主体となって作成する。
 - 各エリアの使途計画は、エリアごとの現状課題への対応と目指す姿を具体化した「地域観光戦略」を、エリア別プロジェクトチームが主体となり、豊岡市が伴走支援を行いながらブラッシュアップしていく。



■基金/使途条例記載イメージ

(処分)

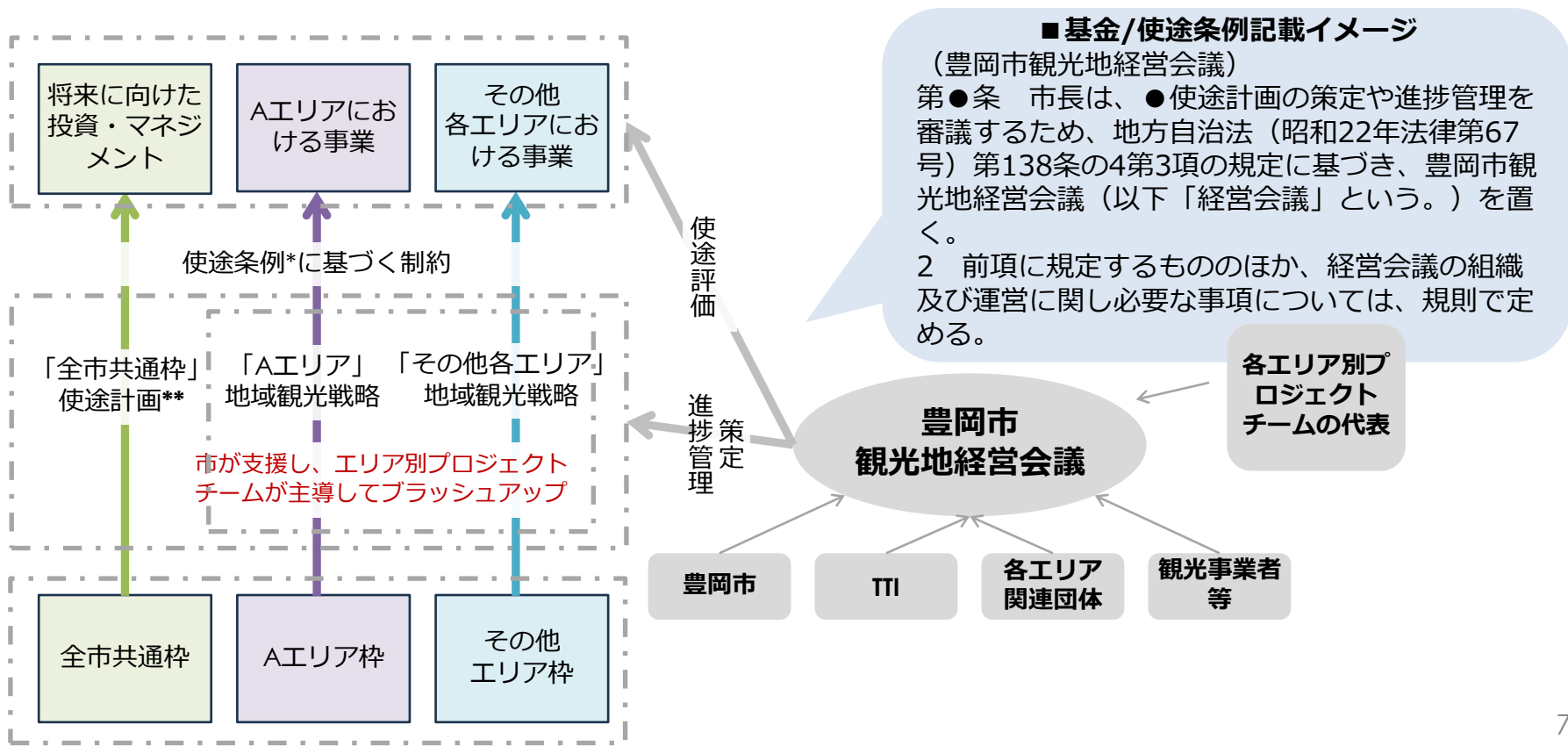
第●条 基金は、次の各号に掲げる事項の財源に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

(1) ●使途計画に定める事項を推進するための事業に要する費用

(2) 前号に掲げるもののほか、第1条に規定する目的に照らし市長が必要と認める費用

協議・検証する仕組み：③施策協議・進捗管理・検証（観光地経営会議）

- 財源充当事業について、施策協議及び進捗管理・検証を行うため「豊岡市観光地経営会議」を設ける。
 - 観光地経営会議は、全市共通枠の用途計画と、各エリアの地域観光戦略との整合性を確保するため、各エリアからの意見や課題を共有し、全市的な視点で協議を行う。また、実施した施策の効果や成果を検証する。
 - 特に、全市共通枠に関する取組については、エリアごとにさまざまな意見や期待が生じることが想定されるため、エリアの視点を踏まえながら、市全体としての戦略性を確保する調整の場とする。
- なお、3～5年経過した後に税制度の見直しの是非についても検討する。



「観光地経営会議」の参考事例

参考事例：倶知安町観光地経営会議（マスタープランの策定と進捗管理）

- DMOと町が共同で策定した「倶知安町観光地マスタープラン」の進捗管理・検証・計画の見直しを行う会議体として、「観光地経営会議」を開催（年3回程度開催）
- 出席者は町、DMO、エリマネ団体、地域事業者（宿泊、不動産、飲食、体験事業者等）
- 同会議では、マスタープランに記載の取組の推進や、マスタープランの進捗管理を実施

メンバー・体制

- 倶知安町の観光に携わる多様な主体がメンバー
- 地域DMOが事務局を務める
- 町長は顧問として参加
- 行政の関連部局もオブザーバーとして参加

会議の役割

- 観光地マスタープランの進捗管理・検証・計画の見直しをおこなう
- 関係者間で情報を共有する

観光地経営会議



観光地マスタープラン進捗管理

①
事業の
進捗確認

②
成果の
評価

③
計画の
見直し

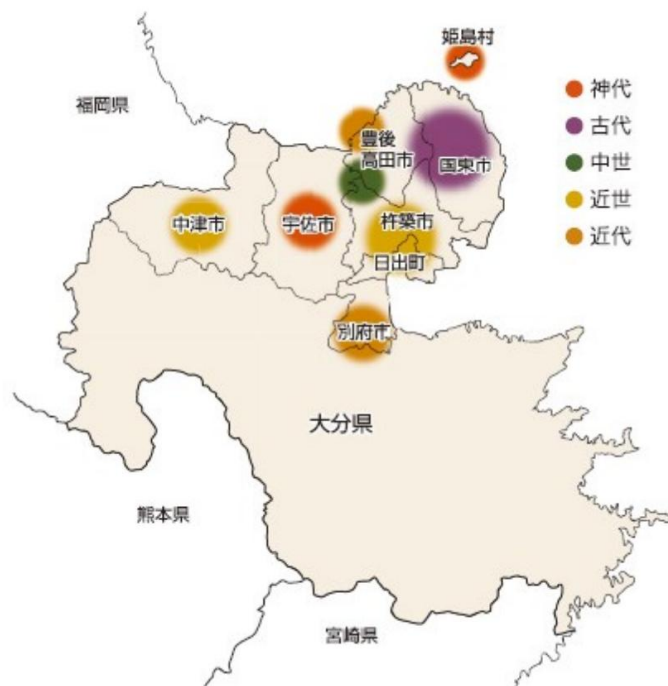
継続的検討
事項に関する
議論

事業を具体化して推進

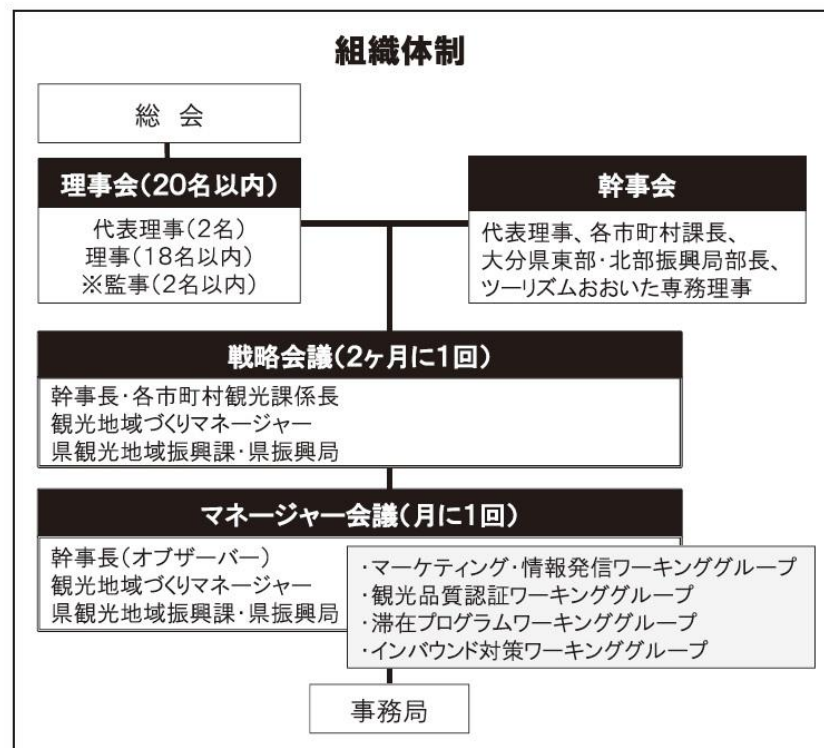
「観光地経営会議」の参考事例

参考事例：豊の国千年ロマン観光圏（複数地域での事業実行体制）

- 大分県に位置する、8市町村で構成されるDMO（各市町村からの負担金や国の補助金等を用いて事業を実施）
- 同観光圏で行う事業は月1のマネージャー会議にて構築・承認。8市町村の代表であるマネージャーは必ず出席
- 同会議で議論される事業において、自市町村に関係ない事業であっても出席
 - 圏域としての一体感を重視することや、圏域全体の魅力向上につながるため、全市町村で推進するという趣旨



出典：豊の国千年ロマン観光圏 形成確立計画

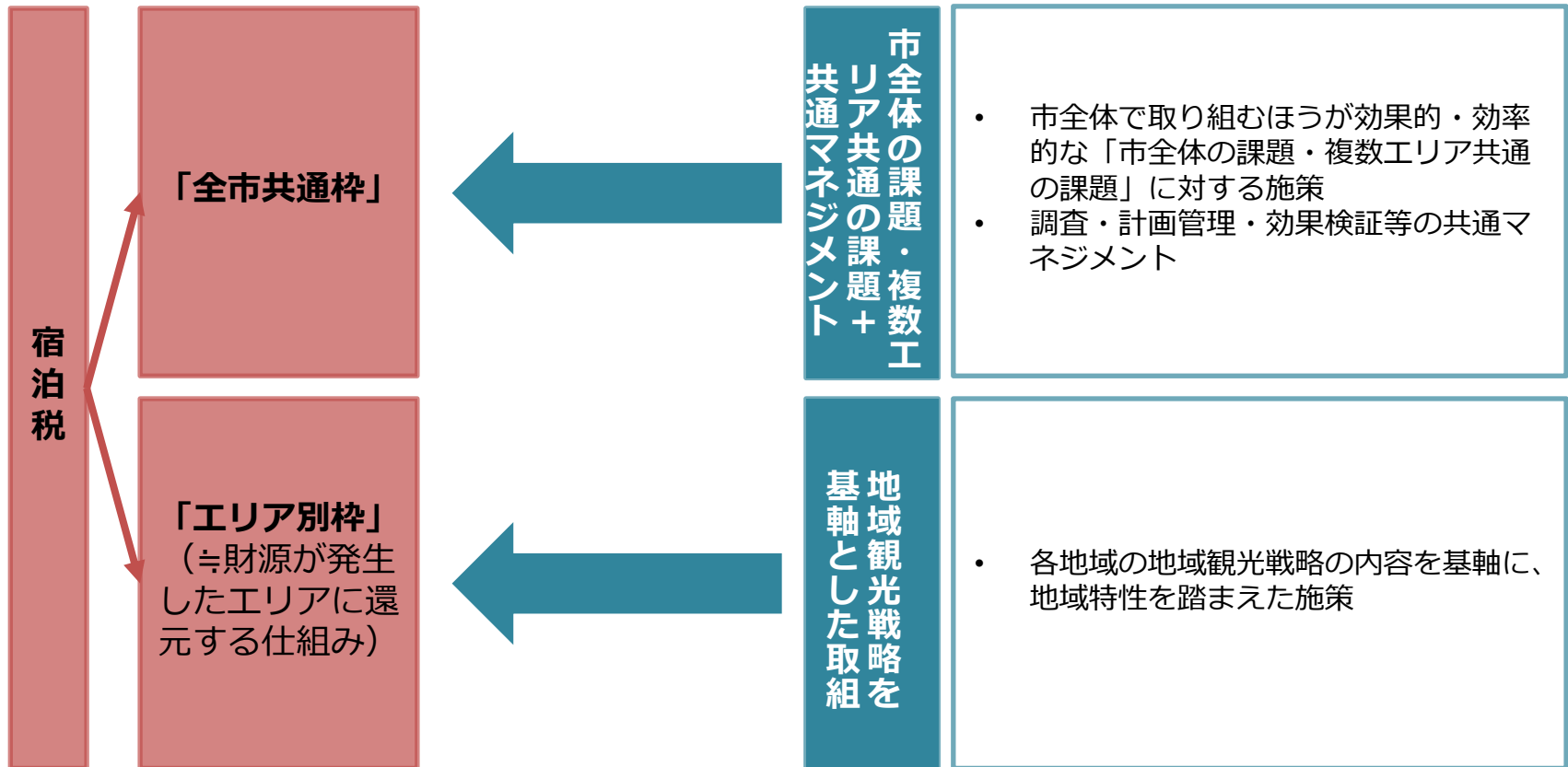


出典：観光経済新聞

2. 全市共通枠

按分の枠組み：「全市共通枠」と「エリア別枠」の再整理

- 宿泊税の活用を考えるにあたっては、各エリアの地域観光戦略も踏まえて、どの取組を市全体で進めるか（共通のマネジメントを含む）、どの取組をエリア単位で進めるかを整理し、双方を連動的に推進していくことが重要。
- この観点から、宿泊税収を「全市共通枠」と「エリア別枠」からなる二階建て構造で管理・活用する。
 - 全市共通枠は、市全体の課題・複数エリア共通の課題および共通マネジメント（調査・計画管理等）に充当し、市全体の競争力向上や人泊数拡大につながる施策を推進する。
 - エリア別枠は、地域観光戦略の内容を基軸に、優先順位を設け、充当する。



※なお、地域観光戦略に記載された取組であっても、施策の性質により全市共通枠として取り上げて実施することもあり得る
また、地域観光戦略に記載された取組であっても、すべての取組を観光自主財源を活用して実施するとは限らない

全市共通枠（豊岡市全体）で取り組むべき、また、効果的と考えられるテーマと内容（案）

プロモーション・マーケティング

各エリアの魅力発信

実施主体：TTI

インバウンド誘客

実施主体：TTI

閑散期対策
(マーケティング強化)

実施主体：TTI、ツーリズム協議会

周遊・二次交通の整備

市内周遊の企画（地域間の連携事業）

実施主体：市（観光政策）、TTI、ツーリズム協議会

新たな交通手段の確保（ライドシェア等）

実施主体：市（観光政策、経営企画）

人材確保の取組み

観光業に特化した移住促進・人材確保

実施主体：市（観光政策、地域づくり）

事業承継の促進

実施主体：市（観光政策、環境経済）

事業者及び市民の観光に対する意識醸成

産業間の連携・協業

実施主体：市（観光政策、環境経済）

専門職大学との連携

実施主体：市（観光政策、経営企画）

インナープロモーション
(観光振興と市民の調和)

実施主体：市（観光政策）、TTI

観光地経営会議及びエリア別プロジェクトチームの運営支援

ワークショップや会議の円滑運営
(委員及び専門家を招聘)

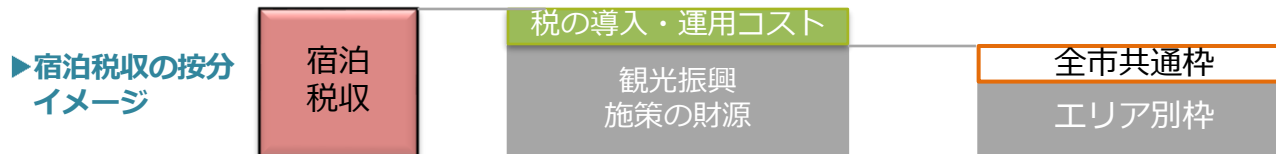
実施主体：市（観光政策）、TTI

データ収集と分析
(地域ごとの客観的データ把握)

実施主体：市（観光政策）、TTI

必要な運用コスト等

- 宿泊税の導入及びその運用にあたっては、以下の費用が必要となる。
- なお、「中長期的な戦略／計画の設定」は全市共通枠（共通マネジメント）として扱う。



▼「税の導入・運用」及び「中長期的な戦略／計画の設定」に係る費用イメージ

		費用（想定）		備考	
		導入前年度	導入後平年度		
全体から差し引いたうえで全市共通枠・エリア別枠に按分	税の導入・運用	徴収管理システム（市）	発生しない運用を検討中	なし	・宿泊税の適正な徴収、納付管理を行うための徴収管理システムなどの事務経費
		特別徴収義務者への報奨金	なし	2.5% 450万円 3.0% 540万円	・交付率は基本2.5%の設計が多い。また開始から3カ年のみ3%としている事例もあり。
		宿泊税の周知啓発	200万円	100万円	・前年度＝説明会・多言語掲示・制度理解促進 ・平年度＝掲示物更新、追加作成等
		システム改修費（事業者向け補助金）	●●万円	初年度のみ、前年度の半分程度の規模を想定	・宿泊税導入前または、導入と同年度の支出ということもあり、一般財源を用いる事例もあり
	小計	200万円＋システム改修費補助金（導入後数年間）	（報奨金2.5%の場合）550万円＋システム改修費補助金		
全市共通枠から支出	中長期的な戦略／計画の設定	各種調査	なし	250万円 ※地方創生交付金対象	・日帰り客等の把握のための観光指標データ購入費用
		使途計画の策定支援	●●万円	3～5年に一度実施を想定	・策定は宿泊税導入前だが、見直しにかかる費用が必要
		観光地経営会議の運営	なし	300万円	・委員報酬100、支援業務委託費等200
	小計	使途計画推進支援費	550万円＋使途計画推進支援費		

按分のイメージ

【条件】 2024年度の宿泊者実績、定額200円/泊 ⇒ 徴収税額：182,000千円

①コスト、全市枠（15%）、エリア別枠（85%） ※コストを引いた額を基にした割合



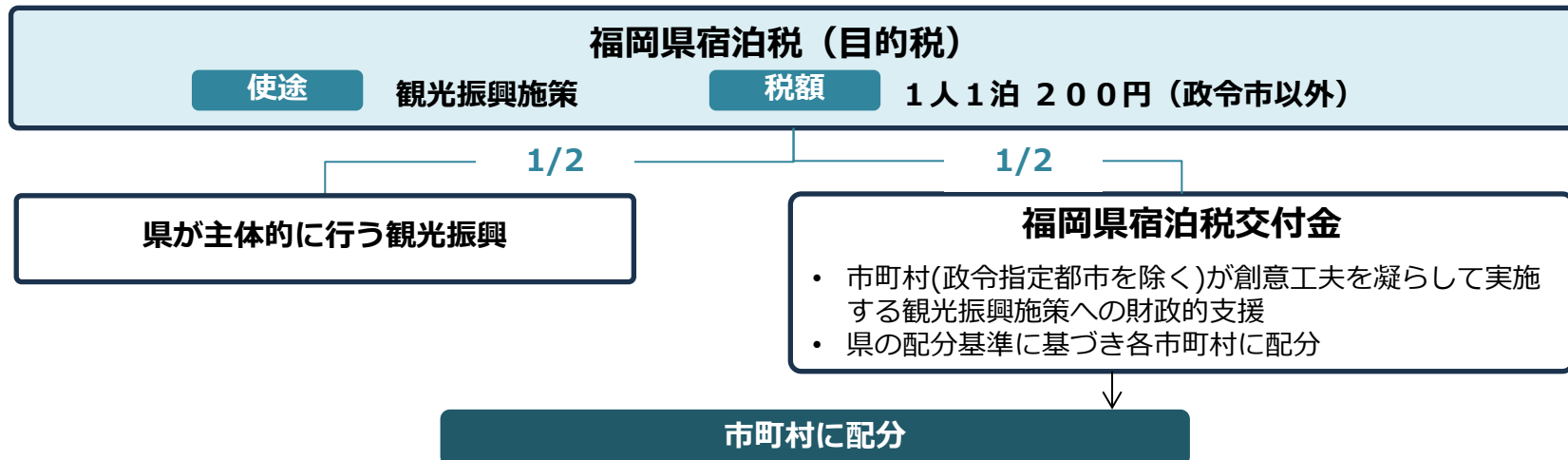
②上記からエリア別枠を地域ごとの宿泊者数で按分



3. エリア別枠

「エリア別枠」の参考事例 福岡県宿泊税交付金 – 宿泊税の地域への交付 –

- 福岡県では、税収の半分を政令市を除く福岡県宿泊税交付金として、各市町村に配分
- 各市町村に対する交付金額は、当該市町村の**宿泊者数と旅行者数の実績から算出し、各市町村分の枠として確保**
 - 県全体の観光の底上げを図る観点から、最小交付金額は50万円
- 各市町村は前述の金額枠の中で「事業」として申請し、県に承認されることで交付が決定
- 各市町村は交付額を**基金とすることが可能**。基金の積み立て分は翌々年度までに執行されなければ、残額は県に返還する



交付申請

実施する交付金対象事業について、県に交付金申請を行う。

対象事業

- 令和2年度以降**新たに又は拡充**して実施する事業
- ①のうち令和3年度以降に**継続**して実施する事業
- これらの事業を実施するために**基金に積み立てる事業**
(基金積立年度の翌々年度まで事業実施が可能)

交付決定

決定された事業に財源充当する。
(充当率10/10 ただし、前年度に内示された金額の範囲内)

交付決定額

- 現年度実施分の事業に充当
- 現年分の残額を**市町村宿泊税交付金基金**へ
(翌年度・翌々年度の事業に充当)

	交付金算出のための指標	配分割合
宿泊者数	<ul style="list-style-type: none"> 令和2、3年度：観光庁「宿泊旅行統計調査」を用いて、県が算出した市町村毎の宿泊者数 令和4年度以降：宿泊税納税実績 	80%
旅行者数	<ul style="list-style-type: none"> 県が実施した「観光ビッグデータ調査」に基づく各市町村への旅行者数 	20%

4. 特別徴収義務者への支援

(参考) 事業者の事務負担軽減に関する事例共有

① 特別徴収交付金制度

- 宿泊税の特別徴収に当たり宿泊事業者には、新たな徴収に係る労力等が生じるため、導入先行自治体では、納入金額に応じて交付金等を交付している。

課税団体	東京都	大阪府	京都市	金沢市	俱知安町	福岡県	福岡市	北九州市	長崎市
施行日	平成14年10月	平成29年1月	平成30年10月	平成31年4月	令和元年11月	令和2年4月	令和2年4月	令和2年4月	令和5年4月
名称	宿泊税特別徴収交付金	宿泊税特別徴収義務者徴収奨励金	宿泊税特別徴収事務補助金	宿泊税特別徴収事務交付金	宿泊税特別徴収義務者徴収奨励金	宿泊税報奨金	宿泊税報奨金	宿泊税報奨金	宿泊税特別徴収奨励金
交付額	<p>納付された金額の2.5%</p> <p>(導入から5年間は特例措置として+0.5%)</p> <p>【交付上限額】100万円</p>	<p>①すべて納期内完納しているとき 納期内完納額の2.5%</p> <p>②1か月でも納期内完納していないとき 納期内完納額の2.0%</p> <p>③加算金を伴う増額更正等を受けたとき 納期内完納額の1.0%</p> <p>(導入から5年間は特例措置として+0.5%)</p>	<p>納期内納入額の2.5%</p> <p>(導入から5年間は特例措置として+0.5%)</p> <p>【交付上限額】200万円</p>	<p>納期内納入額の2.5%</p> <p>(導入から5年間は特例措置として+0.5%)</p> <p>※令和5年度までは上記に申告納入月1月につき1,000円を加算。</p> <p>【交付上限額】前期、後期それぞれ50万円</p>	<p>①すべて納期内完納しているとき 納期内完納額の2.5%</p> <p>②1か月でも納期内完納していないとき 納期内完納額の2.0%</p> <p>③加算金を伴う増額更正等を受けたとき 納期内完納額の1.0%</p> <p>(導入から5年間は特例措置として+0.5%)</p>	<p>納期内納入額の2.5%</p> <p>(導入から5年間は特例措置として+0.5%、また、福岡県、福岡市、北九州市の独自制度として、交付対象期間における全ての申告を電子申告で行い、かつ、納期内納入した場合は、さらに0.5%を加算)</p>	<p>納期内納入額の2.5%</p> <p>(導入から5年間は特例措置として+0.5%、また、福岡県、福岡市、北九州市の独自制度として、交付対象期間における全ての申告を電子申告で行い、かつ、納期内納入した場合は、さらに0.5%を加算)</p>	<p>納期内納入額の2.5%</p> <p>(導入から5年間は特例措置として+0.5%、また、福岡県、福岡市、北九州市の独自制度として、交付対象期間における全ての申告を電子申告で行い、かつ、納期内納入した場合は、さらに0.5%を加算)</p>	<p>納期内納入額の2.5%</p> <p>【交付上限額】50万円</p>

常滑市資料より引用

https://www.city.tokoname.aichi.jp/res/projects/default_project/page/001/007/171/1sykuhaku_siryou1.pdf

(参考) 事業者の事務負担軽減に関する事例共有

②システム改修費整備補助金

- 宿泊税の特別徴収に当たり宿泊事業者には、新たにシステム等の改修に係る経費が発生するため、導入先行自治体では、システム改修費整備補助金を交付している。

<長崎市の事例>

補助率制度名称	長崎市宿泊税システム整備費補助金
補助率・限度額	補助率：2分の1 補助限度額：50万円
補助対象経費	宿泊税導入に伴って発生する既存のレジシステムの改修又は新たなレジシステムの構築並びにハードウェア及びソフトウェアの購入に係る経費（消費税及び地方消費税を含まない）
整備対象例	<ul style="list-style-type: none">• レジシステムの改修及び構築• ソフトウェアの購入• PC、タブレット、プリンター、スキャナー及びそれらの複合機器（※プリンター、スキャナー及びそれらの複合機器は、印刷或いはスキャン機能を主とし、一般的にプリンター、スキャナー、複合機と呼称される製品が対象となる。）• POS レジ、モバイル POS レジ、宿泊税用券売機

長崎市資料をもとに作成

<https://www.city.nagasaki.lg.jp/uploaded/attachment/25509.pdf>

5. 既存税等との整理

宿泊税・入湯税・温泉使用料3種の料金について

【与件】

- 宿泊税（一律定額制 or 段階的定額制）が導入される

【現状】



【宿泊税導入】



※ 温泉使用料は、財産区と各旅館との契約により発生し、多くの旅館は宿泊者から徴しているが、徴していない旅館もある。

- 宿泊税が導入された際は、宿泊料金に加え、「宿泊税」「入湯税」「温泉使用料」3種の料金を徴収することとなる

第2回
検討委員会
での意見

“

徴収事務は宿泊事業者の負担となるため、既存の負担（入湯税・温泉使用料）との関係も含め、できる限り説明しやすい形に整理してほしい。

宿泊税・入湯税・温泉使用料3種の料金等を整理することについて

- 城崎地域において前頁のような意見を踏まえた対応等として考えられる対応策
- 温泉使用料を廃止し、同水準の負担を入湯税（超過課税）として設計することで、3種の料金等ではなく、2種の料金等に変更することも考えられる。

【具体的な方法】

- 城崎地域のみ、入湯税を超過課税（150円 + 280円 = 430円）とし宿泊者から徴収
※城崎以外は150円のまま

【前提（合意・制度設計が必要な事項）】

- ✓ 超過課税分（280円相当）を財産区へ配分する制度の確立（条例改正等）
- ✓ 財産区が温泉使用料を廃止（条例改正や旅館等との契約関係の整理を含む）

【留意点】

- ✓ 超過課税分も市税として市の歳入となるため、温泉使用料のように直接、財産区の収入とはならない。
- ✓ 温泉使用料は財産区と旅館等の契約・精算の枠組みであるのに対し、入湯税は公法上の課税・徴収であり、性質が異なる。

【参考：税目ごとの「一部地域のみでの取扱い変更」の可否について】

- **入湯税**
 - ✓ 一部地域のみでの超過課税も、実務上は設計可能（先行事例あり）
例：長門市（長門湯本の特定区域で300円／それ以外150円）
- **宿泊税**
 - ✓ 総務大臣同意が必要であり、一部地域のみ税率差を設ける設計は、同意審査上の説明負担が大きく、実務上ハードルが高い。

1 財源の管理と財源を活用した施策を協議・検証する仕組み

2 全市共通枠について

- ・ 全市共通枠で取り組むべき、また、効果的と考えられるテーマと内容

3 エリア別枠について

4 特別徴収義務者への支援について

5 既存税との整理について

豊岡市観光自主財源導入計画 骨子案

令和8(2026)年3月

豊岡市観光自主財源検討委員会

目次

第1章	はじめに.....	1
第2章	豊岡市観光を取り巻く概況.....	2
	（1）豊岡市の財政状況.....	2
	（3）観光自主財源の必要性.....	4
第3章	観光自主財源に関する整理.....	5
	（1）観光自主財源の種別.....	5
	（2）観光自主財源の比較.....	5
	（3）観光自主財源の選定.....	6
第4章	観光自主財源に関するニーズ等.....	8
	（1）来訪者アンケート.....	8
	（2）事業者・地域へのヒアリング.....	10
第5章	観光自主財源の制度設計.....	12
第6章	使途決定のプロセスとガバナンス.....	13
第7章	今後のスケジュール.....	14
	【参考1】豊岡市観光自主財源検討委員会設置要綱.....	14
	【参考2】豊岡市観光自主財源検討委員会名簿.....	19
	【参考3】検討経緯.....	20
	【参考4】来訪者アンケートの結果.....	21
	【参考5】事業者・地域へのヒアリングの記録.....	26

第1章 はじめに

豊岡市は、コウノトリの野生復帰を果たした豊かな自然環境、1300年の歴史を持つ城崎温泉、神鍋高原のスポーツ・レジャー、竹野海岸の景勝、出石の城下町、そして「演劇のまち」としての文化振興など、多種多様かつ貴重な地域資源を豊富に有している。

本市の観光地経営において、これらの多様な資源を磨き直し、持続可能な観光地を確立することは最重要課題である。しかし、本市を取り巻く財政状況は極めて厳しい。歳入額は344.3億円（2024年）から291.3億円（2034年）と、10年間で約85%の規模に縮小する見通しであり、これまで観光施策を支えてきた国や県からの交付金も、今後廃止や縮小が予想される。戦略的・持続的な投資が必要な一方で、観光関連事業に充てられる既存予算は減少していくことが見込まれている。

このような危機感を背景に、本市では2018年度の「豊岡市大交流（観光）ビジョン」策定以来、一貫して新たな財源のあり方について議論を重ねてきた。2019年度には「財源のあり方検討委員会」にて宿泊税や入湯税の超過課税について検討を行い、2023年度の「観光地経営のあり方検討委員会」では、観光地経営のための安定財源の確保と執行をアクションプランの目標として明確に位置づけた。

こうした経緯を踏まえ、豊岡市は観光施策を一過性の取組ではなく、地域の将来に向けた「投資」として継続的に推進していくため、観光施策を支える新たな自主財源の確保と、その活用のあり方について、改めて具体的な検討を進める必要があるとの認識に至った。そこで、有識者、観光・宿泊・商業等の関係団体代表者をはじめ、多様な関係者からなる「豊岡市観光自主財源検討委員会」を設置し、導入の是非を含めた検討を開始した。

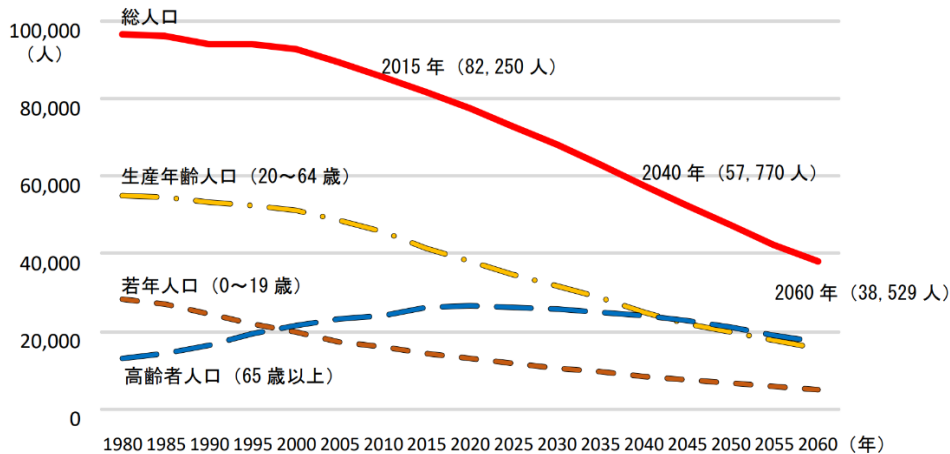
本計画は、同委員会における議論を踏まえ、観光自主財源の選択や具体的な制度設計、ならびに透明性の高い執行管理（ガバナンス）の仕組み等について、本市としての方向性を整理し、とりまとめたものである。

第2章 豊岡市観光を取り巻く概況

(1) 豊岡市の財政状況

1) 人口予測

- ✓ 豊岡市の人口は、今後減少のペースを加速し、2015年に82,250人であったものが2040年には57,770人（2060年には38,529人）になると推計されている。
- ✓ その減少率はとりわけ0歳から19歳の若年人口で大きく、人口減少は今後さらなる少子・高齢化を伴いながら進み、2040年には、1人の高齢者を生産年齢人口1.0人（2060年には0.9人）で支える人口年齢構造になると予測されている。

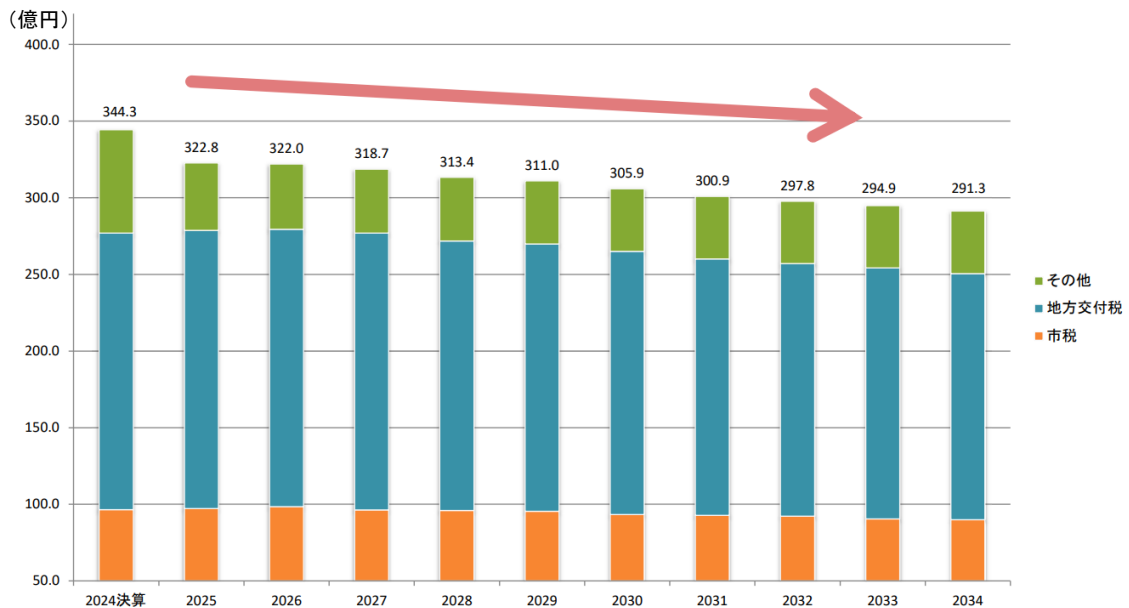


図表 総人口と年齢3区分別人口の推移 (1980~2060年)

出典：第2期豊岡市地方創生総合戦略第6版より

2) 歳入の見通し

- ✓ 一般財源では、自主財源である市税が約3割程度にとどまり、依存財源である地方交付税の割合が約5割を占め、非常に脆弱な構造が将来も続く見込みとなっている。

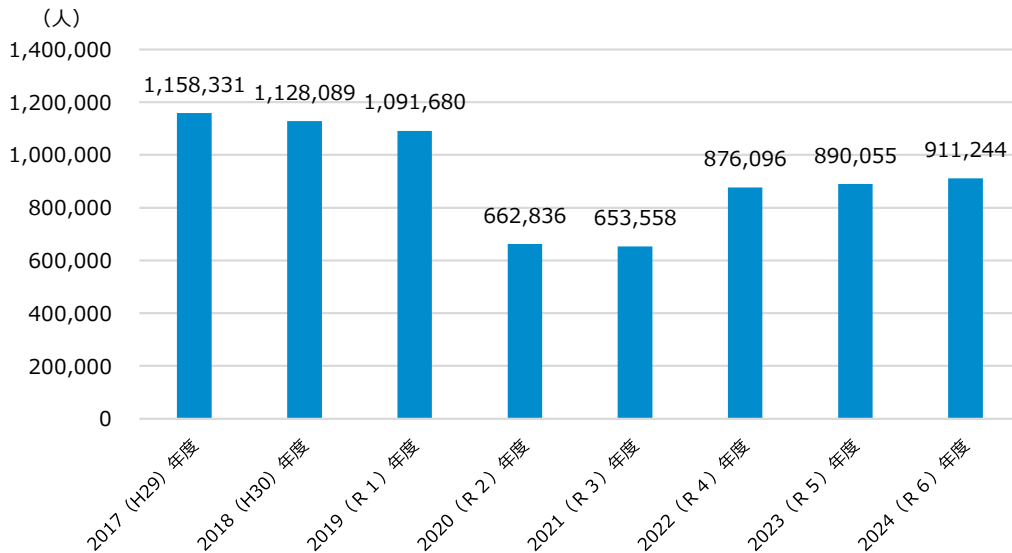


図表 歳入の見通し

出典：豊岡市長期財政見通しより

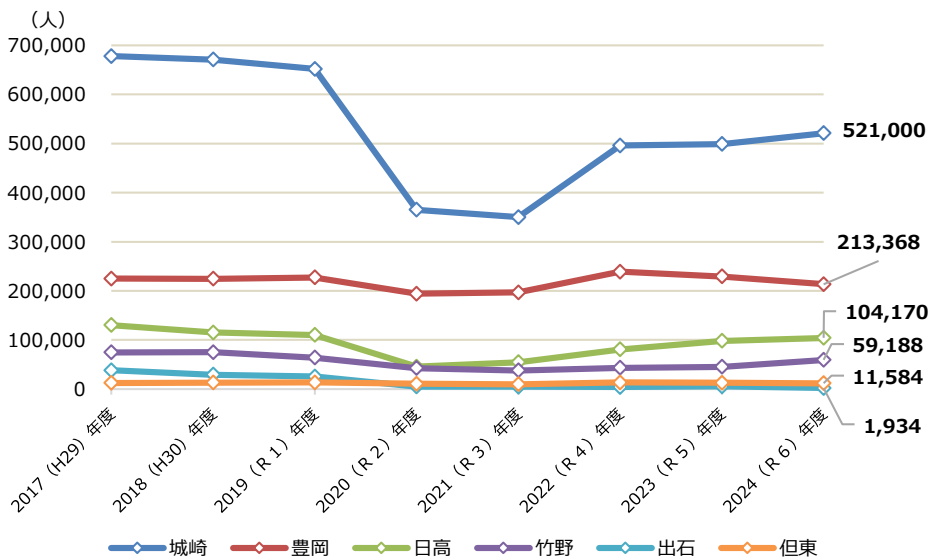
3) 豊岡市の観光概況

- ✓ 豊岡市の宿泊者数は2017年には115万人台であったが、コロナ禍で一時的に減少。コロナ禍後、回復傾向にあるが、コロナ禍前の水準までは戻っていない。



図表 豊岡市宿泊者数の年別の推移 (2017-2024)

- ✓ 市内地域別の宿泊者数は、城崎が2024年度時点で52.1万人と牽引。次いで、豊岡、日高、竹野、但東、出石の順となっている。

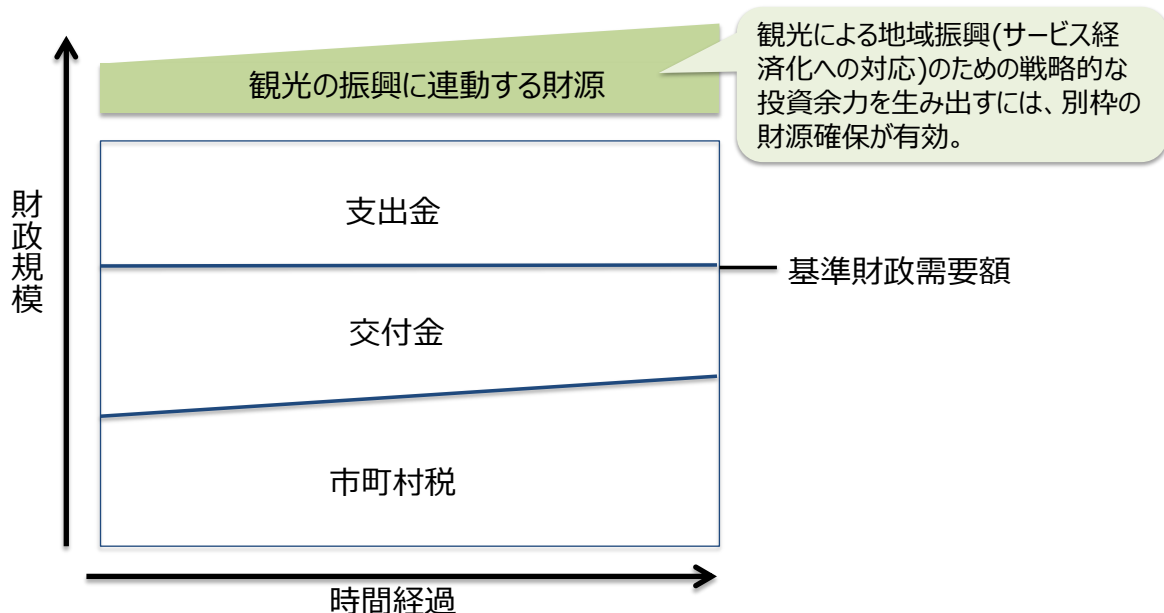


図表 市内地域別の宿泊者数の年別の推移 (2017-2024)

(3) 観光自主財源の必要性

豊岡市が持続可能な観光地経営を実現するには、安定した財源が不可欠である。しかし、従来の地方財政制度には「観光振興に取り組むほど財政が逼迫する」という構造的な課題がある。一般的に、国内の多くの自治体では、行政サービスに必要な経費である「基準財政需要額」に対し、自らの税収である「基準財政収入額」が不足しており、その差額を国からの「地方交付税」で補填しているのが実態である。本市においても同様に、自らの税額に関わらず交付税を含めた一定の歳入で行政運営を行っているが、この仕組みにおいて、基準財政需要額は主に「住民数」を指標として算定されるため、観光客という非住民への対応コストや高度な観光施策の費用は十分に含まれていない。また、観光振興の成果によって税収が増え、基準財政収入額が上昇したとしても、その分、地方交付税が減額される仕組みとなっている。結果として、市の財政規模（予算の総枠）は国が算定する基準内に固定され、観光の成果を直接、次なる投資に回すことが困難となっている。

こうした課題を打破し、観光の成果に連動した財源を得るためには、基準財政収入額に算入されない、既存の税収体系とは別のかたちでの財源確保が強く求められる。この「別枠の財源」は、地域で生まれた収益がそのまま地域の財政規模の拡大に直結するため、収益が増えても国からの交付税が減額されることはない。つまり、住民のための予算枠を維持しつつ、別途、観光による地域振興やサービス経済化への対応といった「戦略的な投資」に特化した資金を確保することが可能となる。本市が目指すのは、この別枠の財源を単なる既存事業の穴埋めではなく、地域間競争に打ち勝つための「戦略的な財源」と位置づけ、戦略に基づいた効果的な予算配分と執行体制を構築することである。

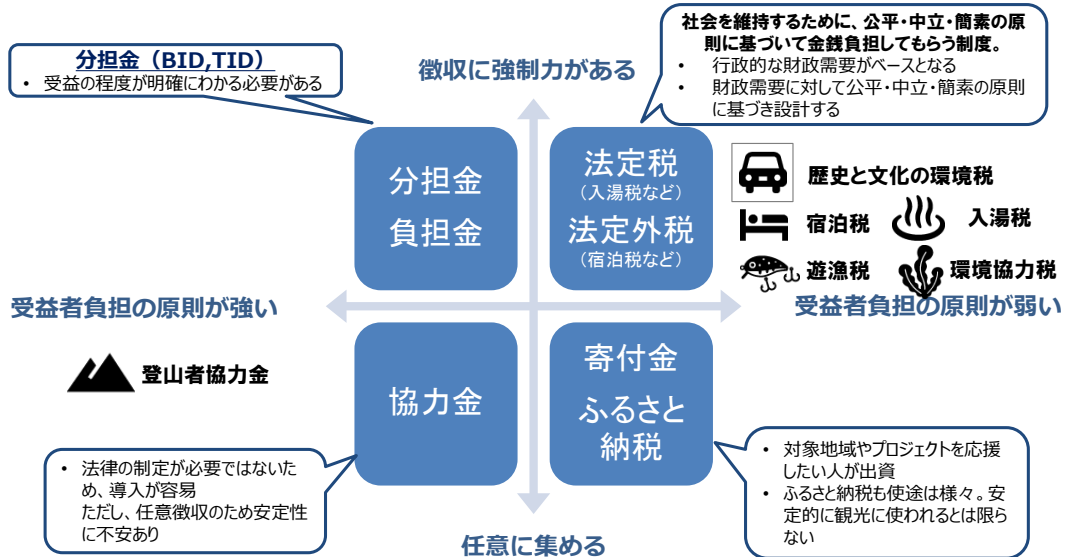


図表 地方財政構造から見た観光自主財源の必要性

第3章 観光自主財源に関する整理

(1) 観光自主財源の種類

- ✓ 観光振興を目的に自治体が導入できる財源獲得手法については、下の図の通り、大きく4種類に分けられる。縦軸は強制力をもって集めるかどうか、横軸は受益者負担の原則が強いかどうかで区分される。



図表 観光自主財源の種類

(2) 観光自主財源の比較

- ✓ 観光自主財源として考える手法を財政規模（観光振興を支え得るか）、安定性・継続性（一定の金額を継続的に徴収可能か）、実現性（実現可能か）、公平性（フリーライダーが発生しないか）、応益性（受益と負担の関係性の強弱）の各観点から比較検討を行った。

区分	種類	概要	財政規模	安定性・継続性	実現性	公平性	応益性
法定税 法定外税	宿泊税 (法定外税)	宿泊施設に宿泊する場合に、宿泊料金に応じて課税されるもの	○ (税率設定次第で、相当規模の確保が可能だが宿泊者数に左右される)	○ (安定的・継続的な確保が可能)	○ (特別徴収の特組み確立済み)	△ (宿泊者のみ負担)	○ (広範)
	入湯税 (法定外税)	特定に区域への入域行為に対して課税されるもの	△ (単価は小さいが対象母数が広い)	○ (安定的・継続的な確保が可能)	× (入域行為が多様な場合、捕捉は非現実的)	○ (宿泊・日帰り双方を網羅)	○ (広範)
	入湯税 超過課税 (法定税)	鉱泉浴場における入湯に対し、入湯客に課すもの	△ (税率次第で規模の確保は可能だが、温泉利用者数に左右される)	○ (安定的・継続的な確保が可能)	○ (一定の宿泊数が見込まれる場合、規模の確保が可能)	○ (温泉利用者のみ負担)	△ (一部に温泉地区が偏る場合は、市域全体への還元が難しく限定的)
分担金 負担金	分担金	地方公共団体が行う特定の事件に必要な費用を充てるため、特に利益を受ける者から、その受益の限度において徴収するもの	△ (受益者を個別に特定する必要があるため規模は限定的)	△ (特定の事案に対し徴収されるため安定的だが継続的な確保は困難)	△ (特定の事案の設定により可能だが、関係事業者との調整が必要)	△ (特定の受益者のみ)	△ (受益者を個別に特定し受益の範囲内で負担を求めるため限定的)
	負担金	法律に基づき、特別の利益関係等を有する者から、その事業経費を受益等の程度に応じて徴収するもの/財政政策上その他の見地から、その事業に要する経費を定められた負担割合に応じて求めるもの	△ (受益者を個別に特定する必要があるため規模は限定的)	△ (特定の事案に対し徴収されるため安定的だが継続的な確保は困難)	○ (特定の事案の設定により可能)	△ (特定の受益者のみ)	△ (受益者を個別に特定し受益の範囲内で負担を求めるため限定的)
協力金	協力金	特定の行為や区域への入域に際して、任意で支出を求めるもの(例：登山協力金)	△ (一定規模の確保を可能とする対象者の設定が困難)	× (協力者の善意に基づくため継続的・安定的な確保は困難)	△ (登山や入域等、地域特性にあった特定の行為が必要)	△ (協力者の善意に基づく)	○ (協力者の善意に基づくため、受益者が必ずしも負担する必要がない)
寄付金	寄付金	無償で金銭の贈与を受けるもの(例：ふるさと納税)	△ (一定規模の確保を可能とする対象者の設定が困難)	× (寄附者の善意に基づくため継続的・安定的な確保は困難)	△ (ふるさと納税制度は現存するが、制度永続性は不明)	△ (協力者の善意に基づく)	○ (協力者の善意に基づくため、受益者が必ずしも負担する必要がない)

図表 観光自主財源の種類

(3) 観光自主財源の選定

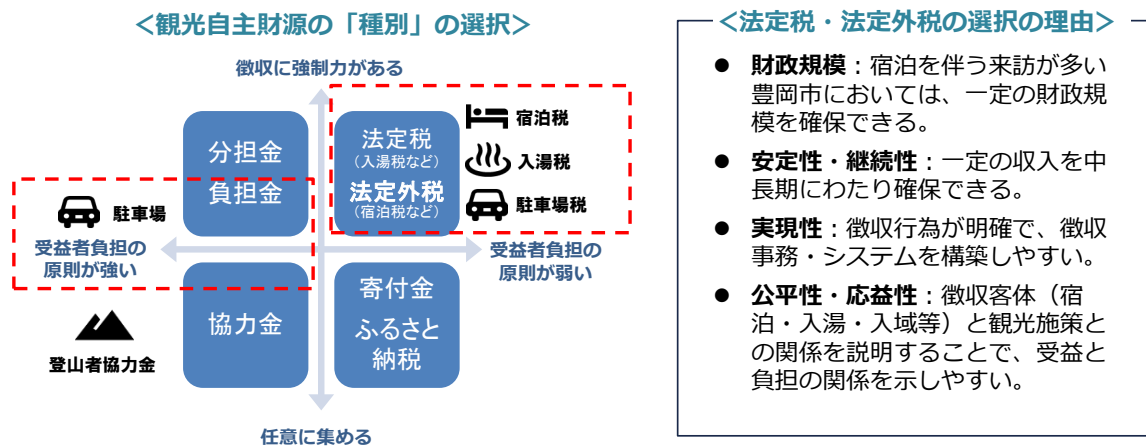
1) 法定税・法定外税の選択

- ✓ 市の基盤産業であり、中長期的な戦略性と投資性が求められる「観光」を支える自主財源を選定するうえでは、以下の観点求められる。

<観光自主財源選定の観点>

- 観光振興施策に計画的に取り組む上では、**一定規模以上の財源を確保する必要がある**
- 中長期的に**安定的・継続的な収入**が見込めることが求められる
- **徴収システムを構築することが現実的に可能**である
- 豊岡市全域に財源を用いるためには、極力、**公平な徴収方法**が求められる
- 多様で機動的な観光施策に財源を用いるためには、**受益と負担の対応関係が過度に限定される財源ではない**ことが求められる。
- 徴収を表明することで、来訪者の入込に影響が出ないことが求められる

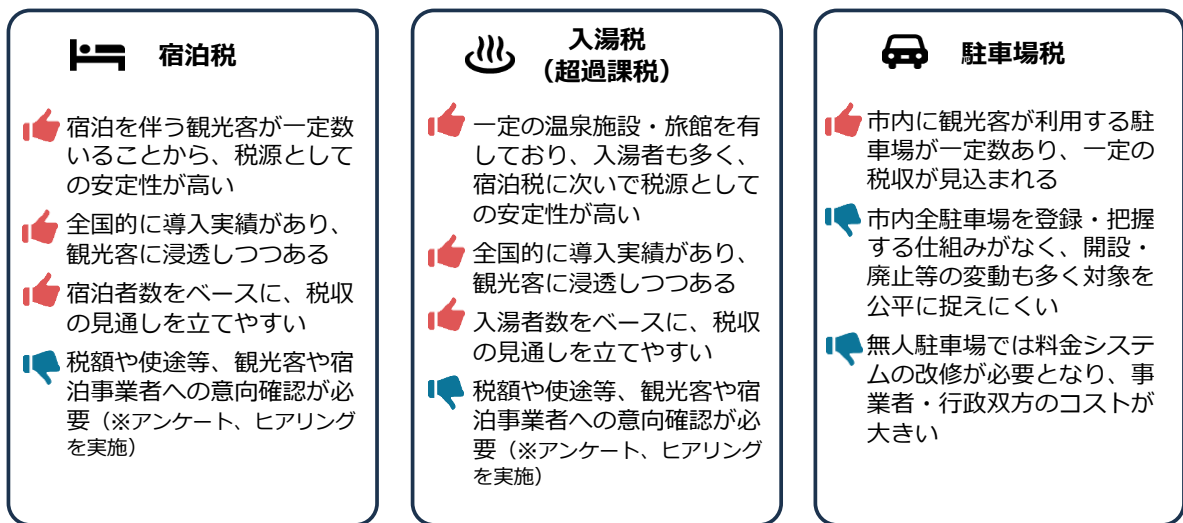
- ✓ 観光自主財源の確保は、地域の将来に向けた「投資」として継続的に推進していくためのものである。よって、「一定規模の収入」があり「安定的・継続的」で「徴収の実現性が高い」財源であることが求められる。
- ✓ 上記を踏まえつつ、一定程度の来訪者が訪れる豊岡市においては、「法定税・法定外税」による財源確保が考えられる。



図表 観光自主財源の種別と法定税・法定外税の選択理由

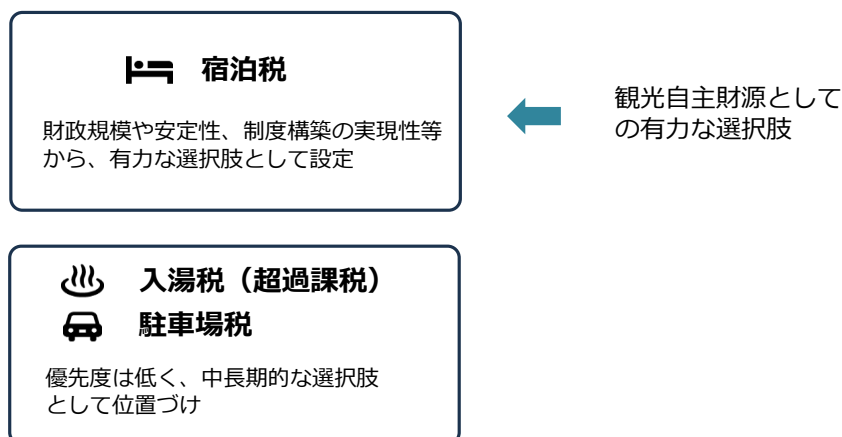
2) 有力な観光自主財源の選定

- ✓ 豊岡市として考えられる観光自主財源としての法定税・法定外税の候補は以下が挙げられる。
 - ① 宿泊税
 - ② 入湯税（超過課税）
 - ③ 駐車場税
- ✓ 上記3つの観光自主財源の候補の利点や留意点について、豊岡市の特性をふまえ、以下の通り整理した。



図表 豊岡市の特性を踏まえた法定税・法定外税の整理

- ✓ これらをふまえ、豊岡市における観光自主財源の有力な選択肢として、「**宿泊税**」を位置づける。



第4章 観光自主財源に関するニーズ等

豊岡市における観光自主財源の有力な選択肢として位置づけた「宿泊税」に関する来訪者や地域内の以降を確認するため、(1) 来訪者アンケートおよび(2) 事業者・地域へのヒアリングを実施した。

(1) 来訪者アンケート

1) 調査概要

① 目的

- ✓ 観光財源（新税）を導入した場合の来訪者の支払いへの意識を把握する。
- ✓ 前回来訪時の宿泊単価を把握し、税収シミュレーションの参考とする。

② 対象

- ✓ 過去5年以内に豊岡市への来訪経験のある方

③ 調査方法

- ✓ リサーチ会社が保有するインターネットパネルを対象としたWEBアンケート
- ✓ 過去5年以内に豊岡市へ来訪経験があると回答した500人を対象（フィルタリング設問により来訪経験を把握）

④ 把握事項

- ✓ 観光財源（宿泊税）が導入された場合の支払意向、導入による旅行先選定への影響など

⑤ 調査期間

- ✓ 2026年1月27日(火)～1月28日(水)

2) 調査結果の概要

- ✓ 宿泊税に対する認知度として、過半数の 252 人が制度を知っていると回答、名前を聞いたことがある (170 人) を合わせると 8 割を超える。
- ✓ 宿泊税が導入された場合の支払い意向は、金額や税収の金額や税収の用途によっては支払っても良い (265 人) が最も多く、過半数を占めた。積極的に支払いたい (80 人) と合わせ 7 割近くが支払いに前向きな意向を示した。
- ✓ 一方、支払いたくない (95 人) も約 2 割おり、支払いたくない理由として、支払総額が増えることによる負担感や必要性を感じないこと、用途の不透明さなどが挙げられた。
- ✓ 宿泊税が導入された場合の用途の要望として、「景観整備、文化財の保護」(193 人)、「巡りやすく、歩きやすい環境整備」(166 人)、「移動手段の充実、利便性向上」(136 人)、「自然環境の保護・保全」(117 人)、「観光施設の整備、魅力向上」(99 人) などが上位として挙げられた。
- ✓ 仮に宿泊税を導入された場合の望ましい税制度として、段階的定額制もしくは定率制に相当する宿泊料金に応じて税額に差をつける (246 人) が半数弱を占め、宿泊料金に関わらず一律 (127 人) は約 4 分の 1 であった。
- ✓ また、仮に 1 人 1 泊 1 万円程度の宿泊費を想定した場合の税額として、税額 200 円の場合、回答者の 62.8%、税額 300 円の場合、回答者の 42.2%、税額 500 円の場合、回答者の 24.4%が、それぞれ支払っても良いと回答している。
- ✓ 宿泊税が導入された場合の旅行先選定への影響として、宿泊客の満足度が高まるのであれば影響がない (202 人) が約 4 割となり、全く影響がない (108 人) と合わせて 6 割を超える回答者が旅行先選定への影響を限定的に回答している。一方、旅行先の変更を検討するか、状況により旅行先変更の可能性があるという回答も 3 分の 1 を超えている。
(調査結果の詳細は資料編に掲載)

(2) 事業者・地域へのヒアリング

1) 調査概要

① 目的

- ✓ 観光自主財源の導入に向けた情報共有ならびに事業者、地域の意向の把握

② ヒアリング内容

<説明事項>

- ✓ 現在の検討状況、想定される観光自主財源の種類 など

<意見交換>

- ✓ 観光自主財源導入に対する意向、導入に向けた検討にあたっての要望、観光自主財源に対する疑問点・不安点等
- ✓ 事業者単位、地域、豊岡市全体で取り組みたい事業
- ✓ 観光自主財源の使途と配分の考え方
- ✓ 新たな財源を導入した場合の入湯税、温泉使用料との棲み分けに対する考え方（温泉保有施設のみ） など

③ ヒアリング実施日時と対象者

実施日	地域	対象者
2025年 12月2日(火)	城崎	城崎振興局城崎温泉課
	豊岡	ホステルアクト（ゲストハウス）
12月3日(水)	日高	神鍋温泉ブルーリッジホテル
	竹野	奥城崎シーサイドホテル
	竹野	take one（一棟貸）
	但東	シルク温泉やまびこ
	但東	八平（農家民宿）
	出石	ウィンブルドン
2026年 1月20日(火)	豊岡	豊岡グリーンホテルモーリス
	竹野	休暇村竹野海岸
	城崎	城崎町湯島財産区
1月21日(水)	城崎	城崎温泉観光協会 会員事業者
1月28日(水)	豊岡	Hotel IKUE
1月29日(木)	日高	日高神鍋観光協会 各委員会代表者
	出石	5者会議（観光協会、まちづくり公社、商工会、皿そば組合、振興局）

2) 調査結果の概要

<観光自主財源導入の必要性、可否について>

- ✓ 仮に宿泊税を導入する場合、概ね前向きな意見が多かったものの、用途を明確化することの重要性や事務負担に関する懸念点が出された。(下記参照)
- ✓ 一方で、支払総額が上がることによる競争力低下などに関する懸念の声もあった。
- ✓ 宿泊客だけでなく、日帰り客に負担いただく方法も検討すべきとの意見が出された。

<宿泊客の理解について>

- ✓ 入湯税(城崎は+温泉使用料)に加えて宿泊税を徴収することによる宿泊客への説明の煩雑さ、口コミにより割高で余計な費用をとられるというイメージがつくことへの懸念があった。
- ✓ また、多くの地域で宿泊税の導入が進んでいるため、比較的理解は得やすいのではという声があった。
- ✓ 宿泊客の理解のためには用途を明確にし、メリットを感じられるようにすることが重要という意見もあった。

<事務負担について>

- ✓ 多くの事業者から徴収時の事務負担、宿泊客への説明(特に拒否された場合の対応など)に対する不安、課題に関する意見が出された。
- ✓ 特に、システム改修費用や決済手数料の負担、事前にオンライン決済が行われている際に宿泊税を現地で徴収する手間についての懸念があった。
- ✓ また、チェックイン、チェックアウトを無人化している施設では具体的な徴収方法について不安の声があった。

<用途について>

- ✓ これまでの事業で投資された金額や、これから投資しようとする事業にかかる費用の明確化が必要という意見があった。
- ✓ 導入にあたっては、宿泊客や事業者の理解のためにも、用途が見える化すること、費用対効果を示すことが必要であるとの意見が多く出された。
- ✓ また、そのためには、市全体や各地域の明確なビジョン、将来像を示す事の重要性に関する意見もあった。
- ✓ 具体的な用途として二次交通の整備、景観・環境の整備、温泉施設の維持管理、地域の観光戦略に基づき推進する人材の確保などに関する意見があった。
- ✓ 一方で、明確な目的のないまま効果の薄い事業に使われること、市内他地域の事業に使われること、市職員の人件費に使われることなどへの反対の声もあった。

第5章 観光自主財源の制度設計

有力な選択肢として位置づけた「宿泊税」について、具体的な制度設計案を以下の通り整理した。

<観光自主財源の制度設計（案）>

名称	宿泊税
目的	持続可能な観光地経営
課税客体	旅館業法の許可を受けて営む旅館・ホテル及び簡易宿所 住宅宿泊事業法の届出をして営む住宅宿泊事業に係る住宅
課税標準	上記施設における宿泊数
納税義務者	上記施設における宿泊者
税率	1人1泊につき ・5万円未満：200円 ・5万円以上：400円
徴収方法	特別徴収
課税免除・免税点	なし
制度見直し	導入後3年、以後は5年ごとの制度見直しを検討

<参考：税収試算>

税額を200円とし、2024年度の延べ宿泊者数約91万人とした場合、約1.8億円の税収と試算される。上記制度設計案では5万円以上の宿泊における税額は400円となるため、前述の税収1.8億円に一定程度加算された税収が見込まれる。

第6章 使途決定のプロセスとガバナンス



第4回委員会の議論を踏まえて整理

第7章 今後のスケジュール

本検討委員会は、観光自主財源に関する合意形成そのものを行う場ではなく、市内各地域の関係者及び有識者から幅広く意見を聴取し、豊岡市に適した観光自主財源のあり方及び導入計画の骨子を整理することを目的としている。今後は、本検討委員会で整理した方向性を基礎として、2026年度以降、詳細な制度設計、計画策定、条例化及び導入準備を段階的に進めていく。

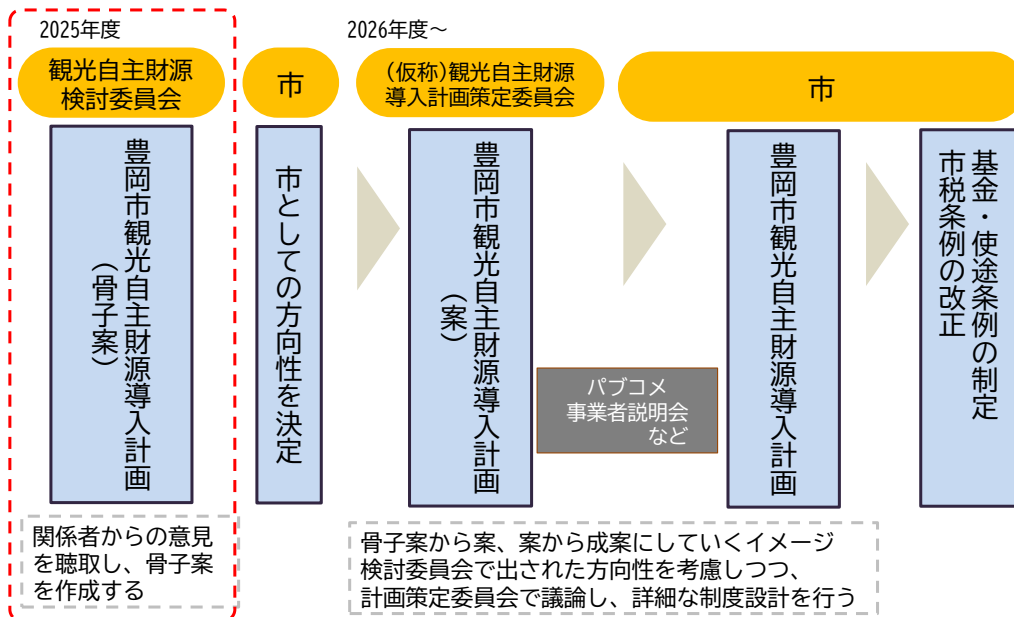
(1) 本検討委員会における取りまとめ

本検討委員会においては、観光自主財源の必要性、制度の骨格、活用の方向性、使途決定のプロセス及び今後の進め方について意見聴取を行い、導入計画の骨子として取りまとめる。第5回委員会において、これまでの議論を踏まえた素案の整理を行い、次段階で詳細に検討すべき論点を明確にする。

(2) 2026年度以降の取組み

本検討委員会で整理した骨子を踏まえ、2026年度以降、(仮称)観光自主財源導入計画策定委員会を設置し、観光自主財源導入計画(案)の策定を進める。同委員会では、制度の詳細設計に加え、全市共通枠の使途計画の策定、各エリアの地域観光戦略のブラッシュアップ、全市共通枠とエリア別枠の運用方法、特別徴収義務者への支援策、既存税等との整理などを検討する。また、市民説明会、事業者説明会、パブリックコメント等を通じて広く意見を聴取し、計画内容の充実を図る。

導入計画(案)の検討と並行して、市として導入の方向性を決定し、基金・使途に関する条例の制定、市税条例の改正その他必要な制度整備を進める。検討に当たっては、庁内調整を随時行いながら、制度の実現可能性や運用面の課題を整理する。条例案については、市民説明会やパブリックコメント等を経て検討を深めた上で、市議会に上程し、議決後、総務大臣同意に向けた所要の手続きを進める。

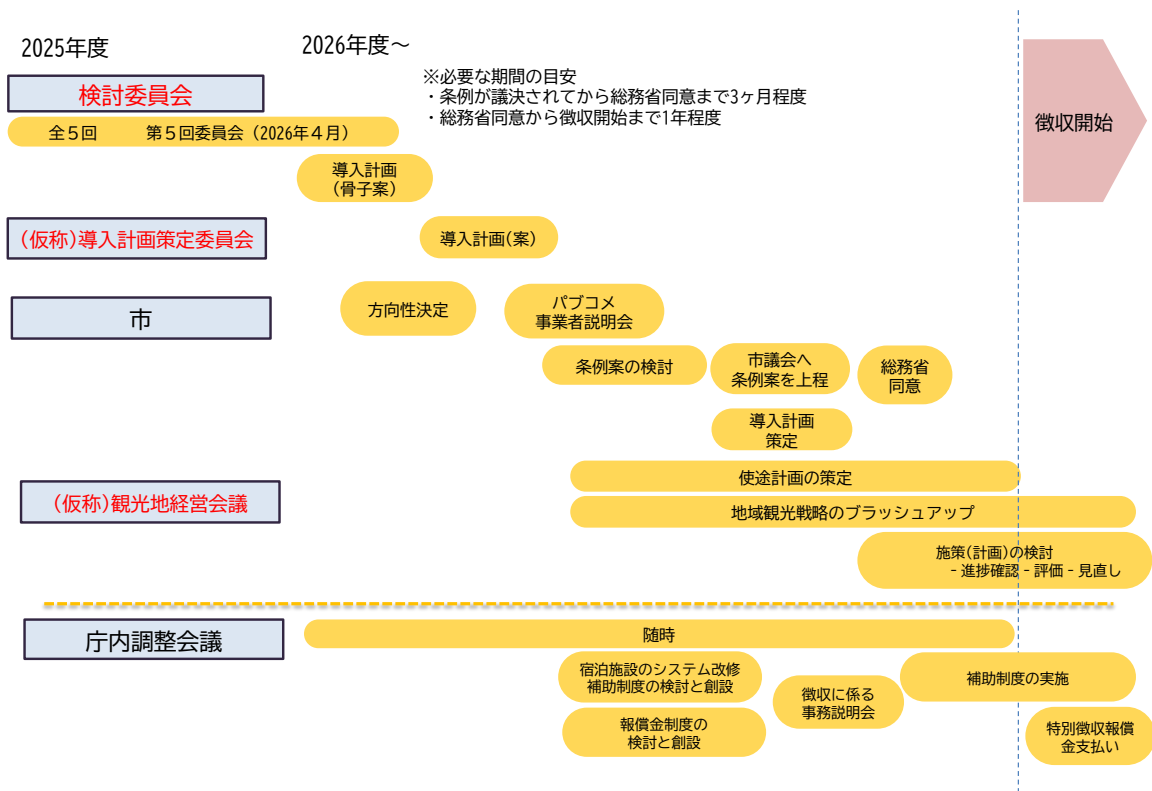


図表 今後の検討の進め方

条例化及び総務大臣同意に向けた手続と並行して、実務面の導入準備を進める。具体的には、宿泊施設への事務説明、特別徴収義務者に対する報償金制度の検討・創設、システム改修補助制度の検討・創設など、円滑な徴収開始に必要な支援措置を整える。あわせて、観光地経営会議の設置準備、使途計画の具体化、事業実施後の進捗確認・評価・見直しの運用体制を構築する。

宿泊税の徴収開始後は、使途計画及び地域観光戦略に基づき事業を実施し、観光地経営会議において進捗確認、評価検証及び見直しを継続的に行う。これにより、宿泊税を活用した施策の透明性と説明責任を確保し、持続可能な観光地経営につなげていく。

なお、導入時期は、条例が議決されてから総務大臣同意までにおおむね3か月程度、総務大臣同意から徴収開始までにおおむね1年程度を要することを念頭に、今後の検討を進めるものとする。



図表 導入までのスケジュール

【参考 1】豊岡市観光自主財源検討委員会設置要綱

豊岡市観光自主財源検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 本市に適した観光自主財源のあり方及び財源導入計画に関する意見聴取を行うため、豊岡市観光自主財源検討委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 本市に適した観光自主財源のあり方の検討に関すること
- (2) 観光自主財源導入計画の検討に関すること
- (3) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事務

(組織)

第3条 委員会は、委員15人以内で組織する。

(委員)

第4条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 観光業、宿泊業等に携わる者
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

(委員の任期)

第5条 委員の任期は、委嘱又は任命の日から第2条に規定する事務が終了する日までとする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長等の職務)

第6条 委員会に、委員長と副委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の互選により選任し、副委員長は委員長が選任する。
- 3 委員長は、委員会の議長となり、委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長がその職務を行うことができないときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 委員会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、委員以外

の者を会議に出席させ意見を聴き、又は必要な説明若しくは資料の提供を求めることができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、観光文化部観光政策課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、告示の日から施行する。

(招集の特例)

2 この要綱の施行後最初に開かれる会議は、第7条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

(失効)

3 この要綱は、委員会が第2条に規定する所掌事務を終了した日限り、その効力を失う。

【参考2】豊岡市観光自主財源検討委員会名簿

(委員)

No.	氏名	種別	所属等
1	高宮 浩之	観光団体	豊岡ツーリズム協議会
2	山田 雄一	学 識	立命館大学大学院教授
3	西村総一郎	観光団体	一般社団法人日本旅館協会
4	大西 伸弥	観光団体	城崎温泉旅館協同組合
5	今津 一也	宿泊・体験	日和山観光株式会社
6	鷹野真佐子	宿 泊	温泉民宿久兵衛
7	中島 丈裕	宿 泊	神鍋ハイランドホテル
8	川原 周子	飲 食	有限会社そば庄
9	羽尻 智子	宿泊・物販	株式会社シルク温泉やまびこ
10	池田 俊介	体 験	アドバンス株式会社
11	小坂 祐司	交 通	全但バス株式会社
12	島津 太一	DMO	一般社団法人豊岡観光イノベーション
13	松宮未来子	公 募	一般社団法人マチノイト

(オブザーバー)

No.	組織名
1	豊岡観光協会
2	一般社団法人城崎温泉観光協会
3	一般社団法人たけの観光協会
4	一般社団法人日高神鍋観光協会
5	特定非営利活動法人但馬國出石観光協会
6	一般社団法人但東シルクロード観光協会
7	兵庫県但馬県民局県民躍動室地域振興課

(行政)

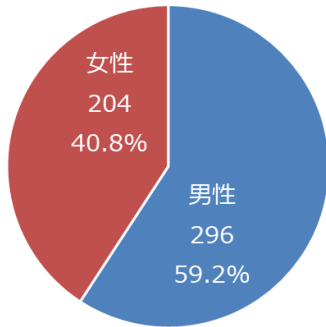
必要に応じて関係課室の出席を依頼

【参考3】検討経緯

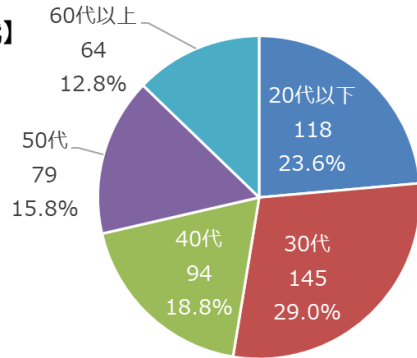
時期	内容	
2025年 11月5日	第1回 検討委員会	<ul style="list-style-type: none"> 検討委員会の進め方 豊岡市観光の現状 観光振興財源の考え方
2025年 12月2日・ 24日	勉強会（市民・事業者対象2回／市職員対象1回）	
2025年12月 ～2026年1月	事業者・地域ヒアリング	
2025年 12月23日	第2回 検討委員会	<ul style="list-style-type: none"> 前回委員会の振り返り 観光自主財源「確保」の方向性 観光自主財源「活用」の方向性
2026年1月	来訪者アンケート	
2026年 2月10日	第3回 検討委員会	<ul style="list-style-type: none"> これまでの議論の振り返り アンケート・ヒアリング・勉強会の報告 観光自主財源の制度設計 観光自主財源活用の方向性 「(仮称)豊岡市観光自主財源導入計画」の骨子案
2026年 3月19日	第4回 検討委員会	<ul style="list-style-type: none"> 前回委員会の振り返り 本委員会の役割確認と導入に向けた今後の進め方 観光自主財源の「制度設計」と「活用」の方向性 「(仮称)豊岡市観光自主財源導入計画」の素案(案)
2026年 4月(予定)	第5回 検討委員会	<ul style="list-style-type: none"> 観光自主財源の「制度設計」と「活用」の方向性 「(仮称)豊岡市観光自主財源導入計画」の素案(案)

【参考4】 来訪者アンケートの結果
回答者の属性

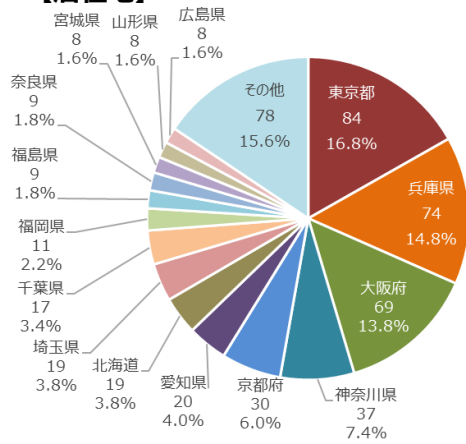
【性別】



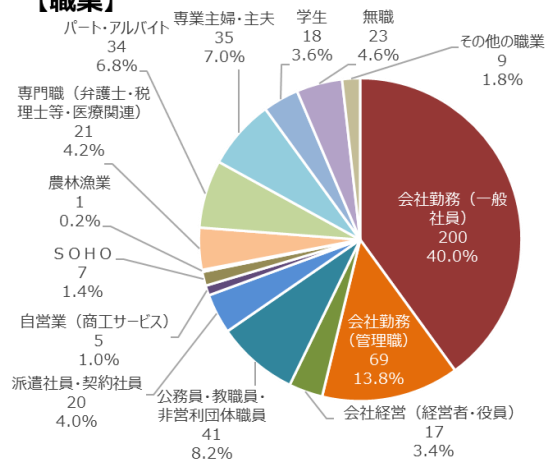
【年代】



【居住地】

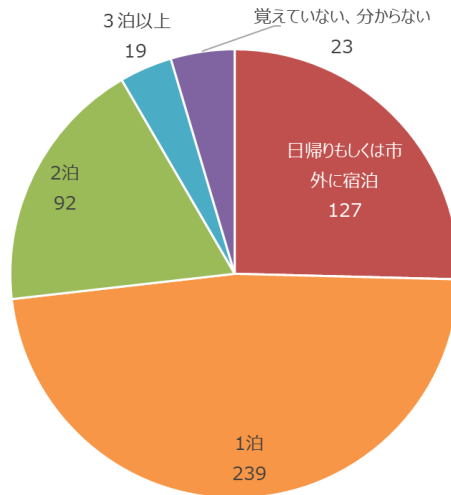


【職業】



Q1: あなたは豊岡市に来訪された際に何泊しましたか。

		回答数	%
	回答者数	500	100.0%
1	豊岡市内には宿泊していない (日帰りもしくは市外に宿泊)	127	25.4%
2	1泊	239	47.8%
3	2泊	92	18.4%
4	3泊以上	19	3.8%
5	覚えていない、分からない	23	4.6%

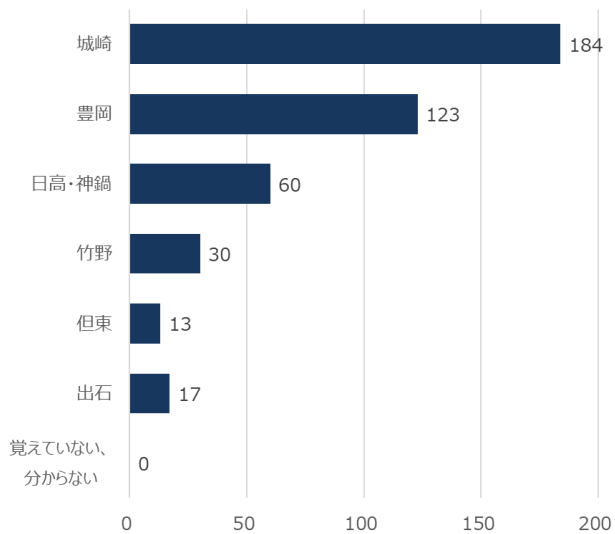


宿泊した人は計350人
(回答者の70.0%)

Q2: (Q1で宿泊したと回答した人(350人)のみ)あなたは豊岡市のどのエリアに宿泊しましたか。

		回答数	%
回答者数		350	100.0%
1	城崎	184	52.6%
2	豊岡	123	35.1%
3	日高・神鍋	60	17.1%
4	竹野	30	8.6%
5	但東	13	3.7%
6	出石	17	4.9%
7	覚えていない、分からない	0	0.0%

※Q1で2泊以上と回答した場合は複数回答可のため、各回答の合計(427)と回答者数は一致しない

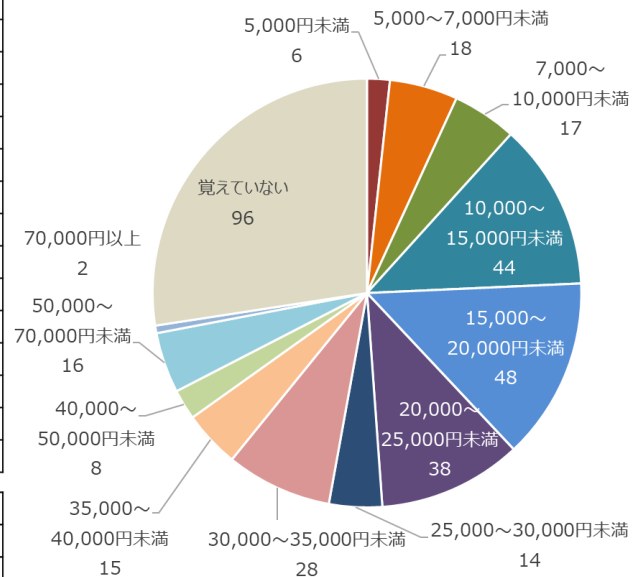


Q3: (Q1で宿泊したと回答した人(350人)のみ)1人1泊の宿泊料金はおよそいくらでしたか。

		回答数	%
回答者数		350	100.0%
1	5,000円未満	6	1.7%
2	5,000円～7,000円未満	18	5.1%
3	7,000円～10,000円未満	17	4.9%
4	10,000円～15,000円未満	44	12.6%
5	15,000円～20,000円未満	48	13.7%
6	20,000円～25,000円未満	38	10.9%
7	25,000円～30,000円未満	14	4.0%
8	30,000円～35,000円未満	28	8.0%
9	35,000円～40,000円未満	15	4.3%
10	40,000円～50,000円未満	8	2.3%
11	50,000円～70,000円未満	16	4.6%
12	70,000円以上	2	0.6%
13	覚えていない	96	27.4%

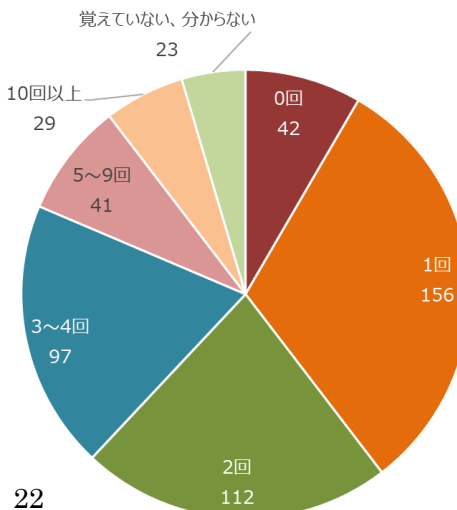
平均値	¥21,030
最小値	¥1,500
最大値	¥98,000

※食事代を含む場合があることに留意が必要



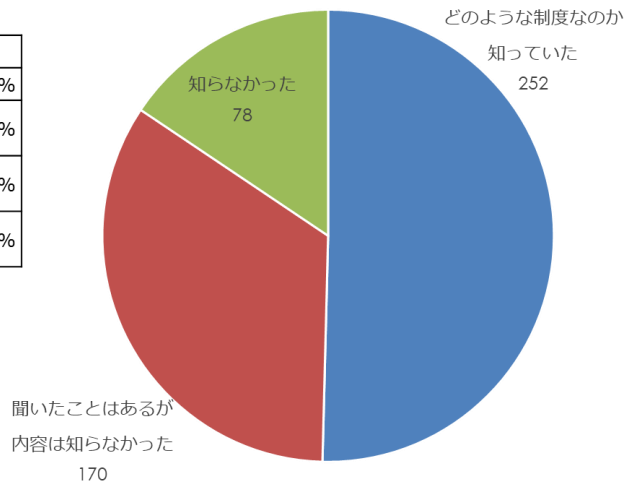
Q4: あなたは過去1年間に何回、宿泊を伴う旅行に行きましたか。(豊岡市以外への旅行を含む)

		回答数	%
回答者数		500	100.0%
1	0回	42	8.4%
2	1回	156	31.2%
3	2回	112	22.4%
4	3～4回	97	19.4%
5	5～9回	41	8.2%
6	10回以上	29	5.8%
7	覚えていない、分からない	23	4.6%



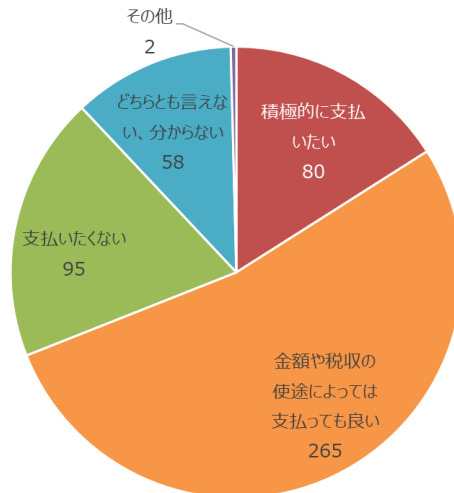
Q5: 宿泊税は、宿泊行為に対してかかる税金で、近年、全国各地で導入が進められています。あなたは宿泊税について知っていましたか。

		回答数	%
	回答者数	500	100.0%
1	どのような制度なのか知っていた	252	50.4%
2	聞いたことはあるが内容は知らなかった	170	34.0%
3	知らなかった	78	15.6%



Q6: 宿泊税の税収は、その地域の観光振興や来訪者の体験価値の向上のために活用されています。あなたは旅行先での宿泊税の支払いについてどのように考えますか。

		回答数	%
	回答者数	500	100.0%
1	積極的に支払いたい	80	16.0%
2	金額や税収の用途によっては支払っても良い	265	53.0%
3	支払いたくない	95	19.0%
4	どちらとも言えない、分からない	58	11.6%
5	その他	2	0.4%



Q7: (Q6で支払いたくないと回答した人(95名)のみ)支払いたくない理由をお聞かせください。

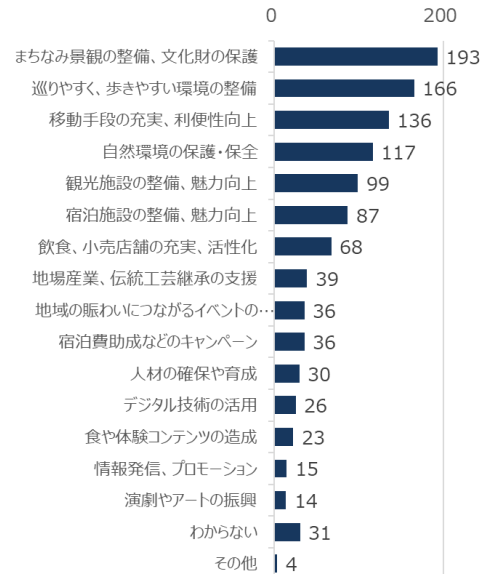
◆類似意見を要約

物価・宿泊費が上がっており負担に感じる／できるだけ安く抑えたい／余計な出費をしたくない／支払い総額が増えるから／お得に過ごしたい	30	ありきたりだから	1
なぜ税金がかかるのか理解できない、必要性を感じない	7	印象が悪いから	1
用途が不透明だから	6	ビジネス出張が多いから	1
税金だから／税金をとりすぎだから／税金は払いたくない	5	外国人から取るべき	1
お金がないから	3	宿泊税の仕組みがよく分からない	1
もったいないと感じる	3	観光地の振興を妨げるから	1
現地に行くまでにお金がかかっているため	3	観光地の発展で受益するのは居住者であるため、観光客が払うのは受益者負担になっていない	1
無駄だから	2	自力で頑張るべきである	1
食費や土産など他のことにお金を使いたい	2	宿泊費が安い方が観光客が多く来ると思うから	1
宿泊税だけを現地で追加で払うのではなく、予約時にまとめて支払いたい	2	理由は様々ある	1
宿泊費が値上がりし、入湯税もある上に宿泊税は取りすぎ	1	理由はない	13
これ以上取らないでほしい	1	理由は分からない	2
		何となく	2

Q8: 仮に豊岡市で宿泊税が導入された場合、宿泊税の用途として具体的にどのようなことに使ってほしいと考えますか。(3 つまで)

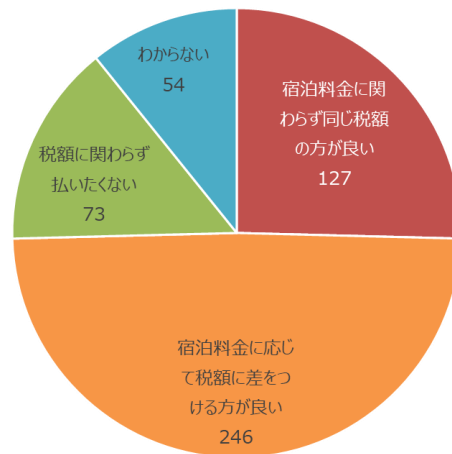
※設問時の並び順		回答数
回答者数		500
1	移動手段（公共交通・宿泊施設の送迎等）の充実、利便性向上	136
2	地域内を巡りやすく、歩きやすい環境の整備	166
3	まちなみ景観の整備、文化財の保護	193
4	宿泊施設の整備、魅力向上	87
5	観光施設の整備、魅力向上	99
6	飲食、小売店舗の充実、活性化	68
7	コウノトリやジオパークなど自然環境の保護・保全	117
8	カバンなどの地場産業、伝統工芸継承の支援	39
9	地域の賑わいにつながるイベントの充実	36
10	演劇やアートの振興	14
11	サービス向上のためのデジタル技術の活用	26
12	人材の確保や育成	30
13	宿泊費助成などのキャンペーン	36
14	情報発信、プロモーション	15
15	食や体験コンテンツの造成	23
16	わからない	31
17	その他	4

※複数回答可のため、各回答の合計（1,120）と回答者数は一致しない



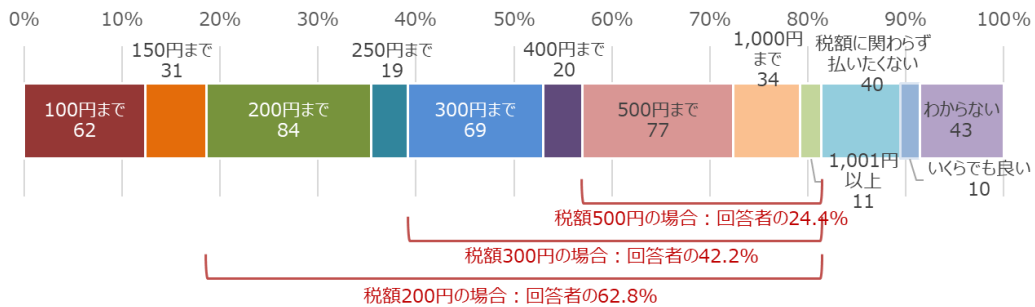
Q9: 仮に豊岡市で宿泊税が導入された場合、どのような金額設定が良いと考えますか。

	回答数	%
回答者数	500	100.0%
1	宿泊料金に関わらず同じ税額の方が良い	127 25.4%
2	宿泊料金に応じて税額に差をつける方が良い	246 49.2%
3	税額に関わらず払いたくない	73 14.6%
4	わからない	54 10.8%



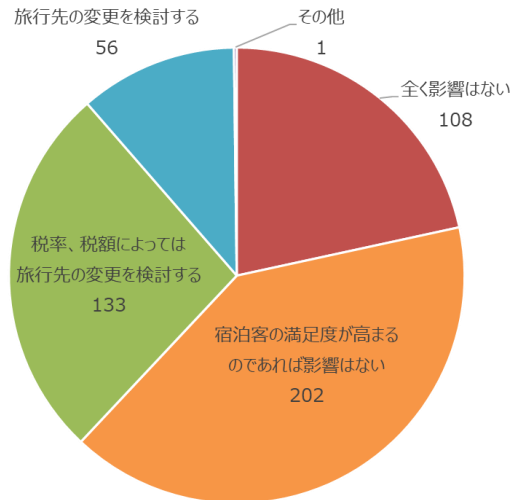
Q10: 仮に豊岡市で宿泊税が導入され、Q8で挙げた使途に活用される場合、いくらまでなら支払っても良いと考えますか。1人1泊1万円程度の宿泊費を想定した場合の税額をお答えください。

		回答数	%
回答者数		500	100.0%
1	100円まで	62	12.4%
2	150円まで	31	6.2%
3	200円まで	84	16.8%
4	250円まで	19	3.8%
5	300円まで	69	13.8%
6	400円まで	20	4.0%
7	500円まで	77	15.4%
8	1,000円まで	34	6.8%
9	1,001円以上	11	2.2%
10	税額に関わらず払いたくない	40	8.0%
11	いくらでも良い	10	2.0%
12	わからない	43	8.6%



Q11: 宿泊税が導入された場合、旅行先の選定に影響はありますか。

		回答数	%
回答者数		500	100.0%
1	全く影響はない	108	21.6%
2	宿泊客の満足度が高まるのであれば影響はない	202	40.4%
3	税率、税額によっては旅行先の変更を検討する	133	26.6%
4	旅行先の変更を検討する	56	11.2%
5	その他	1	0.2%



【参考5】事業者・地域へのヒアリングの記録

【観光自主財源の導入に対する意見：観光自主財源の必要性、導入可否について】

- ✓ 混雑対策や具体的に目に見える整備に使われるのであれば宿泊税は必要。
- ✓ 観光に関する財源は必要であり、使途が見える形であればお客様からお預かりすることもできる。一方、使途がはっきりしなければ宿泊客の納得は得られないだろう。
- ✓ 導入するならば早くやるべき。
- ✓ 豊岡市の財政が成り立たなくなれば城崎温泉も成り立たない。豊岡市が魅力的になるのは良いことである。
- ✓ 観光地の魅力を維持する必要がある、宿泊税でそれが維持できれば良いが、負担感によって逆に魅力が低下することは避けられないといけない。
- ✓ 日高・神鍋では団体合宿が多いため、段階的定額制など過度な負担とならない配慮が必要である。一方で免税点を設定するなど配慮のし過ぎにより税収が集まらない状況になるのは本末転倒である。

【観光自主財源の導入に対する意見：観光自主財源の必要性、導入可否について(懸念点)】

- ✓ 収益性のある事業に税を課すことは、事業者にとって「罰金」のように感じられ、宿泊客や観光客の減少を招く恐れがある。
- ✓ 豊岡の観光は抑制が必要なフェーズではなく、観光を促進すべきフェーズでの宿泊税導入は避けるべき。
- ✓ 物価高などにより旅行代金が上がっており、さらなる税の上乗せは団体客などの誘致の大きな懸念材料となる。価格面での優位性が薄れている。
- ✓ 宿泊税が導入されると低価格という強みが損なわれる可能性がある。市内一律であれば条件は変わらないが、近隣市への流出の可能性はある。
- ✓ 市がこれまでどれだけ投資をしてきて、これから何に投資し、具体的にいくら必要なかが明確ではない。それが示されなければどのような財源にするのかも見えてこない。
- ✓ スポーツ合宿は料金をシビアに見ているため利用者や旅行会社が懸念を示す可能性がある。
- ✓ 数百円程度ならば宿泊客は何とも思わないのではないかと。ただ1,000円を超えたり、兵庫県も上乗せとなると割高感をもたれる懸念がある。

【観光自主財源の導入に対する意見：宿泊税以外の財源・日帰り客からの徴収】

- ✓ 宿泊客ばかり負担を強いられるのではなく、日帰り客に負担してもらうことも検討してほしい。
- ✓ 駐車場など日帰り客への徴収は現実的にはハードルが高いのではないかと。
- ✓ 城崎温泉では税金という形ではなく、民間で自主的に徴収し積み立てることをやっても良いのでは。

【観光自主財源の導入に対する意見：税制度について】

- ✓ エリアごとにやりたい事も特性も違うので、エリア別の税額設定はできないのか。
- ✓ 宿泊費によって税額が変わる方が不公平感が薄い。
- ✓ キャンプ場があり、テント貸し出しを簡易宿所登録しており、宿泊税の対象となるのか整理が必要であるが、仮に対象となる場合は管理体制の課題や、ホテルとは客層が違うので利用客の納得感などが課題となる。

【観光自主財源の導入に対する意見：入湯税、温泉使用料との関係】

- ✓ 入湯税は現在日帰り客は対象外であるが、入湯税の在り方も含めて議論してほしい
- ✓ 宿泊税・入湯税・温泉使用料の3本立てとなり、未収が発生した場合に、税ではない温泉使用料の回収の優先度が最も低くならないか懸念となる。
- ✓ 城崎温泉にとって核となるのは外湯であり、そのための温泉使用料が重要である。仮に宿泊税が効果の薄い使い方をされて温泉使用料に影響を及ぼすことや、将来的な温泉使用料の値上げが妨げられることは避けてほしい。

- ✓ 現場では入湯税よりも温泉使用料の方が聞かれることが多い。
- ✓ 宿泊税、入湯税、温泉使用料と3つとることの負担感が大きいと感じられる。現場での説明の負担も大きい。
- ✓ 温泉使用料を値上げしてそれを観光財源として活用することはできないか。

【観光自主財源の導入に対する意見: 宿泊客・観光客の理解】

- ✓ 近年宿泊税の導入地域が増えており、比較的宿泊客の理解は得やすくなっているのではないかと。
- ✓ ただとるだけでは理解が得られないが、使途が明確であれば支払いに納得するのでは。
- ✓ 宿泊税導入済みの他地域のホテルでの経験ではクレームや宿泊客が減ったという事はなかった。インバウンド客は大阪や京都に泊まってから城崎に来るというルートも多く、既に宿泊税を支払う経験をしている人も多いと考えられる。
- ✓ 宿泊税は宿泊料金ではなく行政が課すものということが言えれば、宿泊料金の値上げではないと説明ができるのではないかと。
- ✓ 現状は入湯税に対しては理解いただけているが、入湯税とは別に宿泊税を徴収となると説明がしにくくなるので、それならば入湯税の超過課税の方が宿泊客に説明しやすい。

【観光自主財源の導入に対する意見: 宿泊客・観光客の理解(懸念点)】

- ✓ 宿泊客から拒否された場合の対応や説明などが不安。
- ✓ 導入時の行政からの丁寧な説明が不足すると、宿泊施設での説明の負担が大きくなる。
- ✓ 現場でややこしくなる制度は避けてほしい。
- ✓ 入湯税、温泉使用料に加えて宿泊税となると分かりにくさがある。お客さんから徴収する時には名目を1つにまとめるなど分かりやすい制度にできないか。分かりにくい制度設計となると、城崎温泉は余計な負担が発生するという口コミによって客足が遠のくことが心配である。
- ✓ 様々な料金が上乗せされることは、特に外国人への説明が難しい。
- ✓ 海外からの観光客などは追加料金となることに敏感な場合がある。

【観光自主財源の導入に対する意見: 導入する場合の徴収・納税事務について】

- ✓ 仮に宿泊税とする場合、徴収時のオペレーションが手間にならないか。
- ✓ 現在は事前のオンライン決済のみで受けているが、そこに宿泊税の徴収事務が加わるとどうなるかが見えないため不安を感じる。
- ✓ 宿泊費の事前決済が主流となるなか、宿泊税のみ現地決済することは手間である。
- ✓ 旅行代理店等での事前説明がない場合、当日フロントでトラブルとなることが想定される。
- ✓ 同じグループの別施設がある地域で宿泊税の導入が決まっており、システム等の対応を進めているところである。事前決済が済んでいて宿泊税のみフロントで徴収する場合の人員の配置や、決済手数料などの宿泊施設の負担がある。宿泊税を現地で現金払いとなると宿泊客にとっても手間となる。報奨金の設定など施設、宿泊客共に負担とならない方策を検討してほしい。
- ✓ 一棟貸しの場合、予約時に人数を申告してもらっているが答えられない人もいる。現状は負担軽減のためできるだけ宿泊客と直接対面しないオペレーションとしているが、人数把握などの手間が増えるのは煩わしい。
- ✓ 面倒な手続きが無いようにしてほしい。お客さんに宿泊税を別にとると説明するのは大変なので宿泊費の中から税額分を市に収めるという事は出来ないか。民宿のような施設にとって負担にならない制度を検討してほしい。
- ✓ 予約システム、経理システムは同じグループ内の他施設と共有のため、大規模なシステム改修が必要となり、その費用が負担となる。宿泊税導入済み地域にある他施設では費用面の課題からシステム改修できずアナログ的な回収にせざるを得なかったため、従業員の負担となり、不満も出ているという話を聞いている。
- ✓ 一律定額制の方が事務負担は少ない。
- ✓ 申告にあたって行政の様式にとられることは負担を感じる。
- ✓ 申告の際に日ごとの宿泊人数を報告する必要があるれば面倒を感じる。現在使っている帳簿を使ってそ

のまま申告できるのであればそこまで手間には感じないだろう。

- ✓ 納税時に手続き上のミスなどによりペナルティを受けることが怖い。事業者が正しく納税できるようフォローが欲しい。

【使途・仕組みに対する意見:使途について(総論)】

- ✓ 宿泊税をとることよりも何に使うのが重要である。
- ✓ どう使うかを議論する場が重要である。
- ✓ 既存の入湯税や税金が観光インフラの整備などに本当に使われているのか疑問であり、DMOの人件費などに使われるのではという懸念がある。
- ✓ 余った税収をその年度内に使い切らなければならないのは効果の薄い事業に使われることになりかねないので、翌年に繰り越しできる仕組みも必要。
- ✓ 目先の修繕だけでなく、将来の町の姿を見据えた投資が必要である。
- ✓ 地域を持続可能にする観点で将来に向けての投資のために活用したい。
- ✓ 外向け(観光客、インバウンド客)の発信ばかりでなく、足元の需要への対応も必要である。
- ✓ 宿泊税ならば宿泊施設のために使うべきであり、そうでないならば観光税とすべきではないか。
- ✓ 新たな税収が入ったからと言って既存の予算を減らすことは避けてほしい。
- ✓ 税金として無駄に使われるのであれば反対であるが、使途に対して意見が言えるのであれば賛成する。

【使途・仕組みに対する意見:使途の見える化】

- ✓ 何に使われているか分かりやすくすることが重要。
- ✓ 使途の見える化が必要である。例えば温泉設備の故障時に入湯税が充当されていれば良いが、自己負担で修理となったり、あるいは宿泊税を導入しても職員の給料や関係のない事業に充当されると不満が出てくる。

【使途・仕組みに対する意見:税収の配分】

- ✓ 宿泊施設が立地している地域のために使われるのであれば良いが、税収が市内の他地域の事業に回ると宿泊客への説明もしづらい。
- ✓ 城崎温泉から周辺地域に観光客が流れ、地域全体で底上げする財源に使われるのであれば納得できる。単に税収を上げるだけでなく客の流れ等を分析し、戦略的な投資が必要。
- ✓ 城崎温泉が集めた財源を全市にバランスよく分配することは避けて欲しい。各地域でやりたい事業はあり、効果が期待できる投資もあるだろうから、きちんと費用対効果を示し評価する仕組みが重要。
- ✓ 配分額が一度決まるとその後は変えづらくなるので、導入前にきちんと決めるべきである。
- ✓ 一般財源に紛れないか、他の地域で効果の薄い事業に使われないかという不安がある。
- ✓ 税収の配分のためには各地域の将来像やビジョンを明確にすることが重要。城崎以外の地域を城崎レベルへ引き上げるための原資となるならば理解が得られる。
- ✓ 年度ごとに各地域のローテーションでまとまった金額を投資するという仕組みがあっても良い。毎年少額で事業をやるよりもまとまった額を投資できる方が大きな効果が期待できる。
- ✓ 8割、9割くらいは税を徴収した地域に回してほしい。
- ✓ 地域でやりたい事がはっきりしていれば、そのための目標額を集めるために必要な宿泊客を呼ぶことに力が入るだろう。やりたい事が明確でないのは集める側も無責任である。
- ✓ 現状では、地域の体制が整っているとは言えないので、その状態で税収を充当しても意味がなさそうなので、まずは体制が整っている地域に投資し、目に見える形で効果を示すことも重要。
- ✓ 出石は宿泊施設や温泉施設が少ないため、どのように配分されるのかが気になる点である。仮に何らかの形で徴収した場合でも一度市に吸い上げられ補助金として戻ってくる形では自分たちの町のためというモチベーションが削がれてしまう。

【使途・仕組みに対する意見:具体的な使途】

- ✓ 城崎温泉ではプリンジパーキングの整備やそこからのシャトルバスなどを考えている。
- ✓ 但東町では土日は出石まで出るのも大変である。バス路線など交通の整備につながれば地域のために

もなる。

- ✓ 竹野は鉄道の利便性が高くなく、バスの本数も減っている状況であるため、城崎から一山を超えるのが大変である。二次交通が充実するなど、目に見えて利便性が高まれば良い。病院に行く人など地元にとってもメリットがある。
- ✓ 自社での送迎が負担となっている。交通の整備に使ってほしい。
- ✓ 電動バイクの様な気軽な移動手段があるとよい。
- ✓ バス代の補助による誘客が復活するとよい。
- ✓ 温泉施設の建て替えなど観光客への還元が分かりやすいもの。
- ✓ そぞろ歩きのための道路整備など町全体の魅力を上げる整備に使ってほしい。
- ✓ 外湯の整備・運営に使ってほしい。
- ✓ 施設内の温泉の配管などは自社で維持管理をしているが、施設の長寿命化、維持管理などに充当されるとありがたい。
- ✓ 公衆トイレの改修、Wi-Fi整備、近年増加しているペット同伴客向けの施設、バイク用駐車場の整備など。
- ✓ トイレの整備によって滞在時間延長につながることが考えられる。
- ✓ ゴミ対策など美化活動。
- ✓ グリーンツーリズムと結びつき、コウノトリの保護などにつながると豊岡らしさが出るのでは。
- ✓ 豊岡市を1つのセットとして売り出す広告費等に充ててほしい。
- ✓ プロモーションのために使うことは避け、観光客が納得できる受け入れ環境整備などに使うべき。
- ✓ 宿泊客が近隣の飲食店などに食べに行き交流している。宿泊税が還元されていることが目に見えるようにし、地域の飲食店などにもメリットがある形で使われると良い。
- ✓ 地域の戦略づくりやその推進のための人材が乏しいため、それを担う人材の派遣に充ててもらえるとありがたい。
- ✓ 観光産業の人手不足対策。
- ✓ 事業者同士の交流の機会づくりにつながるとよい。

【その他の意見】

- ✓ 城崎から周辺(神鍋、出石など)へ客を流す動線作りが不足している。地域の連携、地域全体で客を回す視点が不可欠
- ✓ 有名な大型観光地をフックにし、その間に神鍋等の体験を組み込むような「売れる理論」に基づいた戦略が必要
- ✓ 豊岡市のふるさと納税のクーポンは良いので、もっと使えるところが地元で広がると良い。
- ✓ 将来的にJRの廃線や無人化の懸念がある。二次交通以前に、一次交通である駅がなくなれば観光地として致命的である。

豊岡市観光自主財源導入計画 骨子案
令和8(2026)年3月
発行：豊岡市
担当：観光文化部観光政策課